

議事日程(第2号)

平成29年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 平成28年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号 平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第3号 平成28年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第4号 平成28年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第5号 平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第6号 平成28年度桂川町水道事業会計決算の認定
- 日程第3 議案第24号 平成29年度防災・安全社会資本整備交付金事業桂川町営住宅二反田団地A棟建築工事請負契約の締結
- 日程第4 議案第25号 町道路線の認定
- 日程第5 議案第26号 桂川町土地開発公社の解散
- 日程第6 議案第27号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第28号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第29号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第30号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第31号 地方創生拠点整備交付金事業「ゆのうら体験の杜」新築工事請負契約の締結
- 日程第11 意見書案第2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書(案)
- 日程第12 意見書案第3号 森林環境税(仮称)の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

- 認定第1号 平成28年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定
認定第2号 平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第3号 平成28年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
認定第4号 平成28年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
認定第5号 平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
認定第6号 平成28年度桂川町水道事業会計決算の認定
日程第3 議案第24号 平成29年度防災・安全社会資本整備交付金事業桂川町営住宅二反田
団地A棟建築工事請負契約の締結
日程第4 議案第25号 町道路線の認定
日程第5 議案第26号 桂川町土地開発公社の解散
日程第6 議案第27号 平成29年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第28号 平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第29号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第30号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第31号 地方創生拠点整備交付金事業「ゆのうら体験の杜」新築工事請負契約
の締結
日程第11 意見書案第2号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）
日程第12 意見書案第3号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適
切な管理の推進を求める意見書（案）

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 杉村 明彦君	4番 大塚 和佳君
5番 吉川紀代子君	6番 北原 裕丈君
7番 下川 康弘君	8番 竹本 慶吉君
9番 藤川 正恭君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	弓削 孝徳君
企画財政課長	山邊 久長君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

追加議案が、お手元に配付していますように、議案第31号、意見書案第2号、第3号が提案されました。

お諮りします。議案第31号、意見書案第2号、第3号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、意見書案第2号、第3号は日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の議案第31号、意見書案第2号、第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、意見書案第2号、第3号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、議案第31号、意見書案第2号、第3号は、日程第9の次に上程いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（原中 政廣君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番、大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 4番、大塚です。一般質問通行書により質問いたします。

まず、1点目が、災害の対応についてでございます。

ことしの7月5日からの大雨災害が、東峰村、朝倉市など一つ山隣の市町村で、本当に近くで発生していますが、雨の降る場所が、桂川町の上空であれば、町内において、大きな災害が発生したのではないかと思っているところです。今のところ、桂川町では、大きな災害に見舞われていませんが、今後、どのような災害が起きるか、誰もわかりません。

そこで、町長に質問いたしますが、水害、地震、台風などの災害に対して、住民に対して、また、職員として、どのような対応をしてあるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 4番、大塚議員の御質問にお答えしたいと思っておりますが、その前に、質問にはできる限り、私のほうからお答えしたいと思っておりますけれども、細部にわたりましては、担当課長等から回答いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

御質問のように、特に今回の、九州北部の災害、東峰村、朝倉市等ですね。本当に、私自身も近い距離でもありますし、また、状況によっては、本町においても、災害の発生の可能性があったと、そのように非常に心配もしましたし、結果的には、大きな被害がなかったことについて、安堵しているところです。その中で、本町における災害時の対応としましては、町のほうで、地域防災計画を、つくっておること、それから、水防計画書もつくっております。こういった計画書に基づきまして、対応をしているところです。

また、緊急の場合が考えられますけれども、その場合に、職員が的確に対応できるように、桂川町の災害時職員行動マニュアルというものを策定しております。万一のときには、このマニュアルに沿って、対応することとしているところです。

また、住民の皆さんへの、一つの啓発活動ということも含めまして、27年の3月に策定しました、ちょっと手元に持っておりますけれども、こういう保存版のですね、防災総合ガイドブックというものを作成しまして、全戸に配布しております。この中には、各種の災害の対応、それから避難の心得、それからハザードマップの解説、そういったものについて記載をしているところです。

今後とも、自主防災組織との連携を図りながら、防災意識の向上や災害時の対応について、活用していただきたいと思っておりますし、積極的な対応をしていきたいと考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） わかりました。

それでは、今からですね、台風、地震、水害などの災害が考えられますが、今後、桂川町として、住民に対して、また、職員として、災害発生前に、取り組んでいこうと考えてあることを教えていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えをいたします。

まず一つ、具体的にはですね、一般財団法人で、消防科学防災センターというのがあります。この中で、市町村の防災研修事業というものがありまして、この事業を活用して、ことしの11月の15日に、災害応急対応高度化研修というものを実施する計画です。

この研修は、地震災害や台風、集中豪雨等の災害による生命・財産等の被害を最小限に食い止めるための知識・ノウハウ・スキルを習得し、災害対応能力の向上を図ることを目的としております。具体的な内容としましては、職員や消防団員、あるいは消防署員が参加し、大きな地震の発生直後の初動の対応、そういったことについて、図上のシミュレーション訓練を行うというものであります。

また、大きな課題として考えておりますのは、災害時におけるこの避難勧告、あるいは避難指示等の発令ですね。こういったことにつきましては、より現実的、より具体的な対応というものが必要になってまいりますので、そういったことにつきましても、早急に検討する必要があると、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 防災センターですか、そちらのほうに行って研修をされるということでございますけども、私がまずですね、この質問をするのに対しては、最初にさせていただきたいのがですね、役場職員としての準備なり対応についてでございます。

そこで、私なりにですね、4つの研修や訓練をしていただければなあと思いつつ、今からちょっとその内容をお話ししたいと思います。

まず1点目はですね、役場内職員の庁舎内での避難訓練です。これは、役場庁舎内独自での避難訓練で、保育所やひまわりの里などの施設は、避難訓練はしてあると思います。

2点目に、AED——自動体外式除細動器、これ、通称AEDと言いますが、この取り扱いの訓練です。AEDは、電極のついたパッドを裸の胸の上に張ると自動的に心臓の鼓動を判断し、もし心臓が細かく震えて血液を全身に送ることができないようであれば、電気ショックを与えて心臓を正常に戻す機能を持っていますが、このAEDを職員が使うことができるようになるための訓練です。

3点目に、先ほど言われましたけども、災害に対しての図上訓練でございますが、私が、ここで言いたいのは、災害の想定を桂川町でですね、職員で桂川町の地図を使い、災害がいつ起こっ

でも対処できるように、職員としても行動、シミュレーションをすることですが、今の3点につきましては、十数年はしておられないと思います。

4点目ですが、災害ボランティアの受け入れについてでございます。そのことについては、今回の九州北部豪雨災害で、私は、個人の災害ボランティアとして、東峰村の小石原と宝珠山の2カ所と、朝倉市のボランティアセンターに行ってきました。

最初に行ったのは、小石原の災害ボランティアセンターで、災害発生から12日目の7月17日のことでした。そのときのボランティアセンターは、受け入れるほうの体制が整いつつではありましたが、ボランティアとして初めて参加する人の受け付けや、注意事項の説明、被災場所とボランティアが作業したい場所とのマッチングという話合い、そののち、現場への移動と作業へ行くことでした。作業場所へ行くまでの時間が、最初は長くかかるように感じましたが、2回、3回と参加していくにつれ、新規のボランティアもありましたが、何回も参加されているボランティアもあり、作業場所のマッチングもスムーズになってきました。

このように、ボランティアとして来ていただいた方々に対しての、受付等の事務をしてあるのは、東峰村の社会福祉協議会であり、他市町村の社会福祉協議会のゼッケンをつけてある方々でした。災害が起こってはいけませんが、大規模災害が起こったときには、町と社会福祉協議会の連携が大事だと経験しました。

今話した4点と、まだほかに考えられることがあると思いますが、もし、災害が起こった、起こってしまったならば、自助・公助・共助の考えが必要と思いますが、まず、役場職員としてすべきことを整理し、住民の安全・安心ができるように指導していただければ、災害が発生しても、早期の復旧・復興につながるものと思います。

この災害の対応の質問の最後に、朝倉市では、まだまだ災害の傷跡が多くあり、ボランティアが帰るときに、きょうボランティアとして参加していただき、朝倉の現状をおわかりいただいたと思います。皆さんが、自宅に帰り、朝倉の現状を話していただき、引き続き、御支援やボランティアの参加をお願いされていまして、御紹介いたします。

次の質問に移ります。

次は、情報公開についてでございます。

駅周辺開発により、そこに集う人がふえ、新たな商業施設の集積や、住宅開発などの民間資本が投入されることが予想され、それに伴い福岡都市圏からの人の流れや、定住化が促進し、町が活性化するという狙いがあることは察しているところです。

私は、桂川町の活性化や定住促進につながる可能性のある本条については、結論としては賛同する考えであります。しかし、桂川駅舎の改築を初めとする、桂川町周辺整備などの開発事業は、当然、多額の経費が必要とされ、有利な補助事業や、起債を活用すると思いますが、当然、自主

財源も投入されます。

駅周辺開発は、全国的にも、また本町としても、将来の人口減少が予想されている中、町の未来に向けての活性化につながる一大プロジェクトであり、町民の皆さんから期待も大きいと思います。同時に、事業の内容や、今後の進捗状況について、非常に関心が高いものがあります。

また、駅関連事業以外の投資的経費として、経費負担が考えられる大きな事業として、二反田地区の町営住宅建てかえ事業があります。第1棟部の工事請負契約に関する議案が提案されておりますが、契約金額ベースでは、約5億円ということですが、建設計画では、将来的には4棟を予定されるということですので、単純に計算すると、5億円が4棟ということですので、外構工事などを考えると、最低でも20億円は超えてくるという計算になります。

もちろん、事業費全てが町単費ではなく、補助金や起債により補填する財源はあると、認識はしておりますが、現在の社会情勢の中で、増加が見込まれる扶助費や、学校や保育所などの施設の老朽化に伴う維持補修費、改修費などの発生が見込まれていることなどを考えると、町の財政状況を心配していると、私以外にも多くの住民の方が意見を述べておられます。

そこで、今後は大きな、町の大きな事業については、進捗状況について、随時情報を公開していただくことができるでしょうか。お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。

まず、駅周辺の開発につきましては、これは、最近の具体的な動きとしましては、平成22年の3月に、桂川駅周辺整備基本計画を策定しております。それに基づきまして、桂川駅北側、いわゆる、今の駅の駅前広場の整備を実施したところです。そして、その後の状況として、桂川駅南側道路の整備も進んでおりますので、この完成とあわせて、桂川駅を南側からも利用できるようにするための、駅舎の改築に取り組んでいるところです。

このことにつきましては、平成28年3月に策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも明記しておりますので、議員も御承知のとおりと思います。

現在の状況としましては、行政報告でも申しましたように、駅舎の改築方法として、2階建て駅舎の方針が決定して、本格的な設計協議を進め、来年度の工事着手を目指しているところです。

このような形で進捗してまいりました。多くの皆様の、特に、地権者を初めとする関係者の皆様の御理解と、それから御協力のたまものであると、深く感謝しているところでもあります。

議員御指摘のように、こういった大型事業につきましては、経費が伴います。私はいつも言っておりますように、まちづくりに関しまして、将来を見据えて取り組んでいく必要があると、ただし、その前提として、健全財政の維持というものについては絶えず申しているところです。まちづくりを進めていくためにも、さらに、健全財政の維持に努めていく必要があると思っております。

ますし、また御指摘の、情報の公開等につきましても、積極的に進めてまいりたいと思っています。

なお、具体的に申されました町営住宅につきましては、これは以前、全体的なですね、どう言いますか、財政計画、そういったものについて説明したかとは思いますが、要するに、ただし、まだまだ不確定な部分がありますので、そういった部分につきましても、さらに精査をしてみたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、学校の関係、いわゆる教育施設、この後質問としても、出てきようかとも思いますけれども、この教育関連の施設につきましても、やはり、そういった意味で取り組むべきところ、そしてまた、健全財政の中での財源確保、そういったことに積極的に進めていく必要があると、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 町長の考えはわかりましたけれども、町長が、昨年でしょうか、自治基本条例をつくられて、そこの第18条の中に、情報の公開及び共有とは、「町は、住民の知る権利を尊重するとともに、町民の町政への参加及び協働を促進するため、町政に関する情報を積極的かつ分かりやすく公表し、又は提供しなければならない」2項として、「町は、住民の意見及び要望等並びに地域課題を把握し、町民との情報の共有を図らなければならない」とあり、第19条に、説明責任及び応答責任として、「町長等は、政策の企画、立案、実施及び評価並びに見直しの過程について、町民に分かりやすく説明するよう努めなければならない」とありますが、現在の情報公開、発信で、住民の皆様が理解していただけたらと思っております。

それとまた、先ほど言われたことですね、住民の方が理解していただけたらという御理解でしょうか。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

自治基本条例の内容については、今、議員が申し上げたとおりだと思っております。情報公開につきましては、町が実施しておりますさまざまな施策や、取り組み等につきましては、できるだけですね、町の広報紙やホームページ、あるいは場合によっては区長会等を通じて、可能な限り情報の公開はしているつもりです。

また、この定例議会が開催されるごとにですね、逐次、行政報告を行っておりますし、議事録等のホームページへの掲載、ケーブルテレビでの本会議のこの放映等につきましても、御協力をいただいているところです。

十分かと言えばですね、それはどこを基準に十分かと言うことは、なかなか、一人一人判断が違うと思いますけれども、私といたしましては、可能な限り、この情報公開に努めているつもり

であります。

ただし、議員も御承知のとおり、いわゆる個人のプライバシーに関する問題、あるいは、まだまだ取り組みの内容が確定していない、流動的な状況、そういったものにつきましては、なかなか公開がしにくい、誤解を招くおそれがある、そういったところから、セーブしている部分もあるかと思えますけれども、基本的には、できるだけの情報公開に努めていくと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 町長の考えはわかりましたけども、今回の9月議会です、二反田団地の建設の説明がありました、本年度から、何年かけて建築し、予算は大体幾らで、また、完成予想図等の図面も住民の方は見たいのではないかと。

また、当初は、「湯ノ浦ファーム」の名称でしたが、「湯ノ浦体験の森」と名称を変更されていますが、今回追加議案にあります、その工事が決定された場合です、図面や計画について、住民の方は知りたいと思われていると思います。

町長は住民の皆様です、今言ったような、情報公開はしていただくつもりはあるでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それはもう、ぜひやっていきたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） やっていただくということでございますので、今からその経過を見ていきたいと思えますけども、ぜひ、町長がですね、つくられました自治基本条例でありますので、その趣旨にのっとり、住民がわかりやすく、また、丁寧な説明をお願いして、次の質問に移ります。

3点目は、小中学校及び幼稚園などの教育施設の環境整備についてでございます。

まず1点目が、幼稚園のエアコン設置についてです。

これは、6月議会で幼稚園教室のエアコンの設置について、次のように質問しました。「教育委員会所管ですが、予算の決定権は町長が持つため、町長に質問します」として、まず一つですね、「教育委員会から、幼稚園の冷房を全室に設置してほしいとか、できなければ、一クラスごとに設置できないのかとの要望がなかったのか。子供の健康、特に命にかかわるかもしれませんので、6月補正で計上させるべきだと思いますが、計上されていませんので、今考えはないのか。子供の命にかかわることです。再度質問しますが、保護者も望んでいると思いますが、なぜ実行できないのでしょうか。必要な物について、予算を使っていくために、2点目ですが、予備費を使ってでも設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか」と、町長に回答しましたが、

その後の回答ののち、私が、「補助金がなければ検討はしないのですか」と言って質問を終わりましたが、町長は、私の回答について再度、「補助金も含めて検討する」との回答を再度されました。

そこで質問ですが、9月議会に予算をなぜ上程されなかったのでしょうか。9月に入って涼しくはなりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いています。きょうから幼稚園の運動会まで、約2週間以上ありますが、園児がこの間、熱中症となるかもしれませんが、設置の計画はないのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

議員申されましたように、6月議会においてですね、そのように発言をしておりました。その後、いろいろと検討は重ねているところですが、幼稚園のエアコン、それから、この後に続きます、小中学校のエアコン、これはもう教育施設として、関連して関連性があると、そのような判断しております。そういう意味からしまして、国の動向といえますか、補助金の採択の状況、そういったことについても研究しているところですが、9月議会に上程しなかったのは、いわゆる、まだそこら辺の考え方が、取りまとめができなかったという状況です。

この後の質問にもお答えしたいと思いますけれども、その後、中間市、福岡市、小竹町、そういったところに、実際に現場に行きまして、そして、エアコン、あるいはトイレ等ですね、整備について視察をまいりました。そういったことを含めてですね、今後の大きな課題として、取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 福岡市などですね、エアコンとトイレの関係で視察に行かれたということでございますけども、次の質問に移りますけど。

小中学校のエアコン設置についてですね、9月5日の西日本新聞では、「筑豊地区15市町村の小中学校のエアコン設置について」の記事が出ていました。この記事の、エアコン設置状況見たら、設置済みが5市町、一部設置済みが3市町、未設置が7市町とありますが、未設置理由の中で、「学校の統廃合があるために検討中」また、「今は設置していないが今後設置する計画があるため、調査時点では未設置にしている」ところもありますが、「理由もなく設置していないが検討中」としているのは、桂川町とあと1町となっています。

近隣の状況を見てですね、エアコン設置をどう考えてあるのかということで、今考えてあるということでございますけども、そこら辺のですね、もう一回、再確認をさしていただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。

先ほども申しましたように、そういう学校に、現場に行きまして、視察をしてまいりました。なぜ、福岡、あるいは中間市、小竹町かといえばですね、桂川町の状況と似ているんですね。要するに、校舎が新築じゃないわけです。古い校舎に新たにエアコンを取りつけたということで、その設置の方法ですね、そういうことで参考になると、いうことで行ったところです。

議員御指摘のように、ここ数年の気候の変動ですね、それから、今申されました、多分それ、西日本新聞と思いますけれど、私も、その記事は読みました。その中で、やはりそういう状況として、学校教育施設に、エアコン等の設置が必要であろうという、そういう考え方も持っておりますし、ただ、何度も申し上げますように、本町の場合、できるだけやっぱり、この健全財政を維持しながら進めていきたいということを考えておりますので、その御理解はお願いしたいと思います。

状況の中でですね、お聞きしますと、やっぱり例えば、その自治体によって過疎債を利用したとかですね、そういうところは結構あるんですよ。本町の場合には、その過疎地域に指定されておられませんので、そういった起債の運用というものができないものですから、そういう意味では、また別の意味での知恵を絞っていく必要があると、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） では、嘉麻の状況はですね、去年全部設置したということでございますけれども、近隣の飯塚市、直方市の状況をちょっと話したいと思っております。

飯塚市は、18年度から22年度にかけて、エアコンを全ての学校に設置するとして、6月にエアコン整備費約15億4,000万の補正予算を計上していますし、直方市も、9月補正予算に、普通教室のエアコン設置するための設計委託料918万円を計上し、20年度までに全ての普通教室に設置しようとされています。

私は、ある市町の学校で、独自に調査させていただきましたけれども、エアコンの設置金額は、一クラス、工事費含めてですね、約200万円前後ということでした。桂川町の小中学校、幼稚園でございますが、各クラスでエアコンの設置を計算いたしましたら、桂川幼稚園が3クラス、桂川小学校24クラス、桂川東小学校7クラス、桂川中学校13クラスの計47クラスで、合計9,400万円になります。平均しましたので、若干の変動はあるにしても、1億円あればできるのではないかと思います。

それで、この1億円の捻出の方法ですけども、補助金を考えてあるということもございますけれども、ことしの決算見ましても、26年度からの決算見ましても、次年度繰越金が26年度約2億円、27年度約1億8,000万円、28年度1億6,000万円があります。

繰越額は、各単年度ごとの歳出を節約などしてできた金額だと思っておりますが、繰越額の一部を使

ってでも、子供たちの健康管理のために、桂川町内の幼稚園、2小学校、1中学校のエアコンを
していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

今、そういう試算を出していただきました。やっぱり、こう考え方をですね、整理する必要がある
と思っていますけれども、私どもが、そういう先ほど言いましたような、学校に視察に行っ
たときに、やっぱり一つはですね、後の管理というものが、やっぱり課題だと。要するにエアコ
ンのつけっぱなしとかですね、あるいは温度調整をどうするかとか。要するに、集中管理ができ
ないと、なかなか大変だということがあります。

それから、ガスを利用する場合もあれば、電気の場合もあると、いろいろなやり方があるよう
です。ただ、家庭に取りつけていますように、各部屋ごとにできる、あるいは普通教室と特別教
室との関係、そういったことも考えられます。

そういったものも含めながらですね、やっぱり町としては全体的な計画を進めていく必要があ
ると思っていますし、もう一つあるのは、国のほうでもですね、いわゆるこの学校に対するエ
アコンの設置については、かなり前向きなところがあると聞いております。そういう意味からし
ますと、近いうちに、そういうことが、一つの補助金のメニューとして上がってくる可能性もあ
ります。

そういったことを、ひとつ捉えながらですね、先ほど申されましたように、決してできない事
業ではないと思っていますけれども、やはりこの、少しでも財政の負担が少なくなるように、
そのような方法を考えていきたいと思っています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 財政上で言うのはわかりますけども、私がここでまた、エアコン
のことについて、言うことについてはですね、先ほど、災害の対応についてもお話いたしました
けども、朝倉市などは、ちょうど7月5日でしたので、それから、もうずうっと暑くて、私も
ボランティア行きましたけども、お盆前ぐらいはものすごく暑くてですね、おるだけでも大変だ
という状況でございましたけども、避難所にですね、エアコンがないからと、ことしのようなこ
とでですね、35℃以上になる部屋で、我慢するようにしなければいけないかと、私も思ったわ
けです。

避難所の指定はですね、住民センターなどありますが、朝倉などの大規模な災害が起きればで
すね、学校に各クラスでも入っておけばですね、避難していただいた方が、利用できるのではな
いかということが、思いがあります。

さらに、補助金のことも言ってありますけども、私は、来年度からはですね、随時計画をして

いただかんと、ことしは、子供たちは何もなかったかもしれませんが、来年度、大変なことになればどうかなあという気がありますので、そこら辺がですね、検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 検討はしてまいります。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 検討していただくということでございますので、また続き、次の議会なりですね、そこら辺の等お願いしていきたくと思いますが。

4つ目の、学校のトイレの改修についてでございます。

6月議会も別な議員さんからも、私だけではなく、お話しがあっていましたが、この問題については、もう何年も前から質問があってありました。学校の生徒、特に中学校の生徒や、保護者の意見として、何度も言ってこられたと思いますが、トイレの、今回はですね、トイレの改修ができるのか、できないのか。

本来は、教育長に聞かなければいけないのですが、先ほど話しましたが、予算の執行権はもう町長が持っておりますので、もう今回もですね、町長に聞かざるを得ないという状況でございますので、もう決定なり、方向性なり出ているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

現在の状況はですね、各学校等のトイレの状況をですね、それを一つ一つ取りまとめた資料を作成しました。今後は、この資料に基づいてですね、計画をしていきたいと思っておりますが、このトイレにつきましても、どの程度改修するのか、ということが、一つの課題になります。

先ほど言います、福岡、それから中間市、小竹町の視察に行きましたときにも、エアコンとあわせてトイレの改修工事も、ちょうどやってありましたので、それも見せていただきました。

要するに、表面的な改修と、それから、場合によってはですね、大体トイレの位置は、建物の中の同じ位置ですから、1階から3階、4階まで、もう通して、ぶち抜いてやりかえるというような方法もあるようです。このやり方によって、経費についても大きな差が出てきます。

具体的には、これからの計画ということになりますけれども、ただ、トイレの改修につきましては、以前からの大きな課題でもありますし、できるだけ、どう言ったらいいですかね、一度改修したところを、またしなければいけないというような、そういったことだけはですね、避けたいと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 今のところ、していただけるという状況ではございますけれども、

ずっと質問しまして、そういう答えがずっと続いておりますので、今回はこれで質問終わりますけど、5点目に行きます。

小中学校及び幼稚園舎のエアコン設置や、学校のトイレの改修について、PTAなどの保護者からの要望はないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えします。

いわゆる直接的なですね、例えばその要望書の提出とか、そういったことについてはございませんが、いろんな場面、会議等の場面とか、そういうお話の中で、そういう要望があることは承知しております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 町長が承知してあるということでございますので、今からですね、その承知してある分を、実現に向けていただければと思いますけども、今、トイレとかエアコンのことも言っておりますけども。

次のことでちょっと、お話ししたいのは、今後の文教施設や保育所の施設などの改修にも当てはまりますが、所管である教育委員会や子育て支援課が、今の状況を改善や改修するとともに、飯塚市などが行っているような、小中一貫校や総合子ども園といった教育や、保育の将来を見据えて桂川町としての見解や計画、そして方向をしっかりと審議し、住民にも説明責任を話した上で、その計画にのっとった整備計画を立てるべきで、立ててください。

今のところですね、そういう計画がないから、学校の規模や場所、費用、見積もりなどが出てこないと思います。まずは、教育委員会で、近い将来確実にやってくる学校改修に向けて、今から本町の教育環境に合う、教育計画を立て、その中で、施設改修計画を同時に進めていくべきだと考えます。この部分は、教育長の大きな役割だと思います。また、教育長及び教育委員会の大いに期待しているところでございます。

また、土師保育所は昭和53年、吉隈保育所は昭和54年の建築であり、町長が回答されました、「鉄筋コンクリートづくりの耐用年数は47年である」とのことですので、あと8年ぐらいで建てかえの時期になります。保育所の改築、改修も今から考えていくべきだと思います。

このように、教育施設、保育施設の改築などを計画していくべきです。どうか早く検討するように、町長から指導していただければと思います。そして早く、計画を、テーブルの上上げていただいて、教育委員会におろしていただければと思います。

次の4番目の質問に行きます。

子育て支援設備の充実についてでございます。

ひまわりのたねの施設整備についてでございますが、6月議会の一般質問の最後に、今回は質

問いませんでしたが、今までに一般質問の都度、町長に、「ひまわりのたねの現場に行かれましたか」と聞いてきましたが、「行ってない」との回答でした。

ぜひ、現場に行っていたきたい。行っていただき、利用者の声を聞いてください。ひまわりのたねで、夏休み中や利用者が多いときに、部屋が狭いため、入りにくいとの意見がある等理解していただき、施設も「拡充整備の検討をお願いします」と言いましたが、課長からですね、子育て支援課長から、夏休み中の利用状況は聞いてあるでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思いますけれども、その前にですね、「行ってない」というのは、一番最初の質問のときですよ。一番最初の質問のときに、私はその時点では「行ってません」ということは言いました。でもその後、何度も行きましたよ。そしてまた、そこで来てある方の意見も聞きましたし、子供たちが元気に遊んでいる姿も見ております。また、そこで働いている保育士の皆さんのですね、意見も聞いているところです。

御質問ですけれども、月ごとの利用状況ということで、紹介したいと思いますが、これ平均ですね、1日平均です。ことしの4月は約15人、それから5月は17人、6月も17人、7月は18人、8月は19人というようになっています。ですから、月によってですね、利用者の状況が変わっているということがありますけれども、やっぱり7月、8月は、夏休みということもあって、幼稚園児等の利用がふえているのではないかとというのが、担当のほうのお話です。

また、参考までに、じゃあその一人大体何時間くらい、ひまわりのたねに滞在するか。これはもう、まちまちですから、はっきりしたことは言えないんですけれども、大体平均して約2時間ということです。もちろん長い人もおられます。短い人もおられます。ただ、平均すると約2時間くらいということでした。これまでには、いわゆる、お母さんと子供さんが、来た時間についてはチェックしているようなんですけれども、帰られた時間についてはですね、チェックしていないということでした。

ですから今後は、その帰られる時間についてもチェックをしてですね、そして今後のデータづくり、データをつかってその運営に生かしていきたいと、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 町長が、私が質問した以降に、何回も行かれたということで、利用人数もお話いただきましたけれども、私が、健康福祉課の担当のところに、総合福祉センターに行ったときにですね、保護者、お母さんと子供さんが帰られていたけど、広さはどうですかと言ったら、「狭いですねえ」って言ってあったんですよ。それで、利用者の、今はですね、町長が行かれたということでございますけれども、利用者の意見聞かれたのならば、今の場所の広さで十分と考えてあるかどうかを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思いますが、ただですね、そのどう言ったらいいかな、今言われました、「狭いですねえ」ということを言われた方は、確かにそう思われたんでしょうね。でも、皆さんがそう思っているかといえばですね、必ずしもそうじゃないと思います。担当のほうともですね、いろいろ話をしました。そういう意見は、担当のほうと直接的にですね、意見として出てきていることはない、ということです。

ただし、通常ではなくて、何かこうイベントをやるとかですね、あるいは、場合によっては、お母さんが大きな荷物を持って来られる場合、そういうその時々状況に応じた、特別なことはやっぱりこれはあり得ます。ただし、全体としてどうかといえばですね、そういう狭い、狭すぎると思いますか、そういう感覚は持っておりません。

桂川町の規模としては、町全体の規模としては、今当面、現在のひまわりのたねで、運営ができるものと、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 通告書に書いておりましたけど、今後、検討してあることについて何かあれば、お話しいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一つは、担当のほうとも話しながら、検討しているわけですけども、せっかく、ひまわりのたねの横に福祉センターがあります。高齢者の方が利用されているわけですけども、やっぱり場合によってはですね、この福祉センターのスペースというものの活用が考えられます。

そういったことから、できれば、今、夏休み期間中はちょうど、あれは何ていうんですかね、中庭といいますか、そこにプールを置いて、そして子供たちの遊び場をつくったわけですけども、福祉センターの中でも、そういうような利用ができればですね、有効な活用をしていきたいと思っています。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 今、中庭のことも言われましたけども、雨が降ったときとかはですね、ひさしか何かつけられておりますけども、やはり、雨が降ってもですね、大丈夫な広さ、19人でいえばですね、子供とお母さんで、じっとしておいただけだったら19人でいいかもしれんですけど、20人とか、平均ですから、多い少ないがあっております。

それで、広さのことについてはですね、私は、社会福祉協議会が入っている桂寿苑の中にですね、保護者と幼児が遊べる施設としてすくすく広場というのがあります。入ってすぐ、真正面のところにあるんですけども、すくすく広場の広さがですね、学校の一クラスぐらいの広さにありま

す。そのくらいは確保していただければですね、20人、子供さんがおられても、子供はじっとしておりませんので、その遊ぶ範囲とか、そういうふうなスペースをですね、ぜひ確保していただい。今の考えでは、ひまわりのたねの部屋と、中庭と、まあ向こう側の部屋かなんかあればということでございますけれども。要するに一体のところではないんで、私はもう、その一体で何かそういうことができればなあと。そうしないと子供さんの目が外れる。せつかく保育士さんが2人おられるんで、その方とのコミュニケーションなりをとれる広さをですね、ぜひしていただければと思っているところです。

それでもう一回ですね、何度も担当課長がですね、保護者の方の意見を聞いていただいて、ぜひ桂川町に、子育てしてよかったなあというふうな場所にしていただければと思います。

次に、学童保育所の設備についてでございます。

子育て支援課長に質問いたしますが、6月議会で学童保育所の視察に行つて思つたことについて、4つの質問をいたしました。まず部屋の問題ですね、教室の問題です。

2番目に、児童が移動するときの安全の問題。

3つ目が、トイレの問題。

4つが、照明の問題の話をさせていただきましたけれども。今後すぐ検討していただきたいとのお願いをして、検討していただくとの回答でございましたけれども、「すぐできることで、桂寿苑の室内の電気が暗いので、すぐに電球をかえてください。予算的にも大きな金額は必要ないと思います」とお願いしましたが。

子育て支援課長にお聞きします。学童保育所として使っている桂寿苑やその他の教室の照明は、子供たちが学習する明るさになっているのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 4番、大塚議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問のですね、室内の照明についてでございますが、確かに部屋によってはですね、明るさが十分確保できる部屋とそうでない部屋のところもあるかと思ひます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） あるところもあるしないところも、ということで抽象的な回答でしたけれども、なければですね、そこら辺は、電球は、すぐ予算的にもそんなに何百万もかかるわけではないと思ひますので、していただくことの検討はされたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 大塚議員の御質問にお答えをいたします。

施設のですね、維持管理をされている健康福祉課とですね、業者の方と現状をですね、その後

確認をいたしております。議員がですね、言われました現状のですね、ただ電球を取りかえるだけではですね、明るさは確保できないということで、新たに設置する必要があるということ。また現場とですね、協議しまして、また既存の部屋等ありますので、その辺のですね、有効活用も含めて再度ですね、現場と協議中でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 課長も今、現場と協議中ということでございますけれども、私が9月の補正でですね、やはり今から日没が早くなりますので、そこら辺はすぐしていただけるものと。できないならできないで、12月、9月が出来なければ、12月補正でも上げるというふうな回答をいただきましたかっただけですけれども、そういう回答がありませんでしたので、また後、今から10月、11月ありますので、そこら辺は委員会なり、お話を聞きながらですね、回答していただきたいと思いますが。最終的に町長に。質問というか。ぜひですね、学童保育所も町長が行かれたということがございますので、現場はもう見てあると思いますので、一番すぐできることは、電気の照明で、課長と話されていると思いますけれども。ぜひですね、そこら辺は、子供の目というのは、体中どこが大切かっていうことはありませんけれども、視力が悪くなれば、私もそうですけれども、遠視、近視ありますけれど、やはり子供たちの健康も、情報は目から入ってきますので、そこら辺はぜひですね、検討じゃなくてすぐしていただいて、エアコンもそうですけれども、そこら辺はですね、ぜひ次回、12月に私が質問しないでいいように、前向きな御回答をいただければと思います。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えをしたいと思います。

12月にと言われますけれども、それはちょっと約束は難しいかと思いますが、ただ、必要性は感じております。と同時に、先ほど担当課長が言いますように、ただ電球をかえるだけではですね。私も現場に行って、構造上暗いんですよ。電球かえるだけでは、少々は明るくはならん。じゃあLEDにかえたらどうかということを考えております。LEDにかえたら確かに明るくはなるんですけども、天井が高いものですから。それから床が暗いんですよ、黒っぽい色です。だから全体が暗く見えるんですよ。

もう一つ肝心なことはですね、特に桂寿苑の大広間の場合に、子供たちがいわゆる異学年、1年生から6年生まで。ずっと入っているわけですね。だからやはり、いわゆる学童保育所の指導員の先生の話をお聞きますと、1年生と6年生ではこれ随分、違うわけです。ですから、先ほど言われますように、例えば学習とかということをお考えたときにですね、やはり同じところにそれだけの異年齢がおるとというのは、遊ぶのはいいんですけども、学習になってくるとやはり問題

があるのではないか。そうすると、部屋の間仕切りが考えられないかということもあります。では、間仕切りをすればですね、間仕切りをすることによって、今度は当然のことながら電球の位置が変わってくるんですね。そういったことも含めてですね、検討したいと思いますし。

もう一つは、先ほど言いますように、この学級、いわゆる学童保育所の中の学級、クラス編制といますか。そういったことについても、社会福祉協議会と十分協議していきたいと思っております。いずれにしましても、今の状況がよいとは決して思っておりません。改善できるところはですね、速やかに取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 状況はわかりましたけども、子供たちはですね、一日一日が大きくなって成長していきます。桂川町の宝ということで、私も思ってます。町長も思っていると思いますので、ぜひですね、早急にしていただければと思います。まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンの4本の柱の中に教育プロジェクトがあり、子育て世代が暮らしやすい環境の充実を掲げてありますので、何らかのてこ入れ。エアコン、トイレ、照明ですね。そういうことをですね、てこ入れをしていただきたいと思います。そして、桂川町が、子供からお年寄りまで安心して住める町にさせていただけますように、お願いいたします、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 続きまして、5番、吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。通告に従い、一般質問をいたします。

最初に、西鉄バス廃止計画案に関する対応についてであります。

西日本鉄道株式会社が、福岡県バス対策協議会会長宛てに提出した書類によりますと、「西日本鉄道株式会社は、交通手段の多様化、自家用車の普及拡大並びに少子化等の影響により、利用者の減少に歯どめがかからない状況で、今回廃止を申し入れる。この路線は、将来的に展望が見出せない状況にあるので、平成30年9月30日付をもって廃止にしたい」。ということで間違いないでしょうか。町長に確認をいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ただいまの申されました内容についてはですね、それは確認済みでありますので間違いございません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。

次に、この西日本鉄道が廃止しようとしている路線であります、路線名は、碓井・大分坑線

で天道駅先から牛隈、10.72km。土居分道から第二保育所前、3.94km。桂川役場から吉隈一区先、1.95kmの16.61kmでこの計画が実施されれば、平成30年10月1日から、ここ桂川町には、一台もバスが走らなくなるということになってしまいます。

桂川町の高齢者率は、平成21年度の24.6%から毎年上がり続け、平成29年度は、31.8%。さらに平成37年度には34.6%と推移し、実に住民の3人に1人が高齢者となる見込みであります。

このようなことも鑑み、西鉄バス廃止計画案、この問題をどのように対処しようとしておられるのか、町長の見解を求めます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

このことにつきましては、行政報告でも申し上げましたように、この路線が廃止されればですね、桂川町内から全ての西鉄バスが撤退するということになります。これはもう議員が今、申されましたとおりです。そうなりますと、町民の生活に大きな影響が出る。これも非常に危惧しているところです。そのために、現在ですね、県、それから関係自治体、これは具体的には、飯塚市、嘉麻市になりますけれども、そういうところをあわせまして、協議を行いながら、また私自身も県の交通政策課に出向きまして、そして今後の県の考え方、町としての対応の仕方、そういうことについて、協議要請をしまいいりました。

現在の状況につきましては、担当者会議等行いながらですね、協議を進めておりますけれども、基本的にはですね、やはり西鉄のほうが、いわゆる赤字路線。これまでも赤字路線であった、その赤字が膨らんでいる。だからこれ以上、存続することが難しいという、そういう考え方です。よその事例もいろいろ聞いているわけですがけれども、端的に言えばですね、存続させるためにどうしたらいいかということになります。その存続させるための方策、そのことについては、桂川町だけではなくて、飯塚市、嘉麻市も足並みそろえてですね、取り組んでいく必要があると思いますので、その状況等につきましては、今後、順次、報告をしていきたいと思っております。基本的には、何とかこの住民の足を守りたいという考え方でいきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君、今度、3回目になりますんで、聞きたいことあったら一括で聞いてください。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。

町長も、住民の皆さんが困るということ、十分に承知しておられるというふうに思いました。今の答弁を聞いてですね。関係のある飯塚市や嘉麻市、そしてまた町長独自に県にも出向き、存続に向けて頑張っていくというふうな答弁であったと思います。ぜひとも、本当に困りますので、町長にはぜひとも頑張ってくださいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長（原中 政廣君） ちょうどですね、11時になりました。ここで暫時休憩をとらせていただいてよろしいですか。では、暫時休憩。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） それでは会議を開きます。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 質問に移ります。全ての被保険者に対する満期保険証の交付について質問いたします。

国保税を滞納すると、通常健康保険証を取り上げられ、短期健康保険証が発行されます。この短期健康保険証は、通常健康保険証よりも有効期間の短い健康保険証で、有効期限が切れる前に過年度分、保険税滞納額が前年度保険税の2分の1を超える世帯で納税誓約により分割納付を履行している世帯に対して、短期被保険者証が交付され、短期被保険者証の有効期限は当該世帯の保険税納付状況に即して決められます。

お尋ねします。この短期保険証は短期の保険証であるということが外部からもわかるような表示はしてありますか。（発言する者あり）

濟いませぬ。続きもう少しありました。ごめんなさい。

それと本町の国保加入者数、そして短期保険者証を持っておられる方の人数を、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 質問にお答えしたいと思います。まず、議員が御指摘の、短期の被保険者証につきましては、御指摘のとおり通常は満期、と言われますのは一年間有効ということになりますけれども、状況によって3カ月とか6カ月とか、そういう短期間の保険証ということになります。この保険証の、先ほど表記ということがありましたけれども、いわゆる外部から一見しただけではですね、大きな違いはございません。内容にはそのことが記載してあるわけですが、外見して一度でそれがわかるような状況ではないということについては、御理解願いたいと思います。

また状況ですけれども、平成29年7月現在で国保の世帯数が2,135世帯、そのうちこの国保税の滞納世帯が188世帯あります。このうちですね、先ほど申されました、短期保険証の交付済み、これが119世帯ということになります。私も気になりましたので、滞納世帯の188に対して、119しか短期といえども保険証を発行していない、これは、この差は連絡をしても届かない、あるいは住民票は残っていても実際に住んでいないと、そういうようなもろもろの状況の中で、この数字の差が出ていると、そのように聞いております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。よくわかりました。短期保険証を持っておられる方が病院に行ったときなんかにはですね、やはり人目を気にしながらやはりその保険証を出さなくてはいけないとか、そういう状況にあったら、本当に大変なことだなと思ったんですけども、今答弁では、わからないようにしてあるということですので、安心しました。

短期保険証はですね、もらわなければならない人は基本的に国民健康保険税を払うことができない方です。だから滞納を余儀なくされているわけです。国民健康保険制度とは、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられる制度としてつくられました。短期保険証保持者に正規の保険証を交付し、安心して医療を受けられるような環境を充実すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 具体的にはですね、何で短期保険証を出すかといえば、それはいわゆる保険者との接触といいますか、お会いする機会をふやすためです。その中で、やはり通常通り国保税を払っている方もたくさんおられるわけですから、分割なりいろんな方法で何とか滞納ではなくて納めていただきたいという、そういう指導も含めて機会をつくるということに目的があります。

ただし議員の御指摘のように、短期の保険証であっても病気になったときにはですね、これは相談してもらえれば、医療機関にきちんとかかれるというそういう対応はしておりますので、短期で期間を切っているから医療を受けられないというようなことはございません。そのことはよろしく理解していただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ちょっとニュアンスが、私の考えていることとちょっと違っていると思います。短期の保険証というのは期限が限られておりますから、その保険証があと何日とか、それで安心してこの保険証を一年間持っていたら、いつでもあれだけ、そのことをいつもしたらこの保険証が切れ、持っている間にあればいいけど、ちょうど切れたときにですね、切れる間際とかに病気になったりしたときに、かかったときにまたその次にお金が払えないという状況になったときにですね、本当にこの、もし子供さんであるとか、また本人も含めまして病院にかかっている間でも綱渡りのような状態ではなくて、せめて病気やけがをしたときだけはですね、安心して受けさせてやりたい、そういうことを私は言っているわけなんです。それは保険証がやっているから大丈夫でしょ、短期保険証もらいました、はい切れました、また短期保険証です。それが次々に払えていける状況であるならば、それはいいんですけど、基本先ほども言いましたように、基本的に払えないということを前提におかないと、払うことが通常でしょう、そうい

う考え方ではね、本当に困っておられる方を助けることはできないと思うんですよ。だからそこをやはり何というんですか、私たちも払ってますけれども、無理してでも払える人はいいんです。払えない側のことを考えて、こういうふうにしてくださいというふうにお願いをしました。

それで、次の質問に行きます。いいですか。

○議長（原中 政廣君） はい、いいです。してください。

○議員（5番 吉川紀代子君） 国庫負担率の割合と保険税額の推移について質問をいたします。

桂川町国民健康保険に入ってきた国庫負担率の割合と加入者が支払った保険税の推移はどのようになっていますか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 保険税の推移についてはですね、ちょっと担当のほうから説明させたいと思いますけれども、国民健康保険の国庫の補助率ですね。これはやはり変動しております。近年の状況からいいますと、平成17年度までが36%、18年度から23年度までが34%、24年度から現在までが32%、というように、2%ずつ率が下がってきている状況にあります。先ほど申しましたように、具体的な保険税額については担当のほうにお願いしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

保険税につきまして、決算書のほうで確認をしております。平成21年度から平成28年度の推移を調べますと、平成23年度の2億8,256万1,000円が最低となっており、平成28年度の3億1,376万7,000円が最高となっております。ちなみに収納率は平成23年度が60.2%、平成28年度は70.8%と上昇しており、平成27年度の国民保険税の改正とあわせて保険税額も上昇しているものと認識しております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ありがとうございます。今説明をしていただきましたとおり、結局この桂川町の国保におりてくる交付金は下がり続けていて、その減った分を国保の加入者が負担しているということが明らかになりました。

続きまして、国民健康保険税の引き下げについて質問をいたします。

国保税は平成27年度に、所得割が1.3%、均等割りが平成26年比で9,500円、平等割が6,000円引き上げられました。年収208万円、所得4人家族で試算をいたしました。

所得割208万掛ける13.65%、で28万3,920円、これに均等割り39,100円掛けるの4人家族で15万6,400円、均等割がさらに加算されます、35,700円。トータルで47万6,020円になります。家族4人で保険税が月に39,668円になります。国保税が高く、家計を圧迫しているとは思いませんか。町長、お願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思いますけれども、もう議員も御承知のとおりですね。これは国民健康いわゆる保険であります。ですからいわゆる医療費を賄うための保険税であります。それが制度化されているわけですが、その保険税は全体の一部を指しております。現在大きな課題としてはですね、来年度からこの県の広域的な運営に変わろうとしております。それに向けていろんな取り組みがなされておりますけれども、まだ具体的な数値とかですね、そういったものについては出てきておりません。議員が御指摘のようにこの保険税が家計を圧迫しているという、その認識はあろうかと思えますけれども、あくまでも保険ですからお互いがお互いのそういう医療関係についてですね、発生した場合に支えていこうというシステムでありますので、この件についてはやはりやむを得ないと思っております。

それから保険税額についてもですね、それぞれの所得等に依じて、試算がされますので、そのこともあわせて御理解願いたいと思えます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 先ほど町長が答弁なさったことと、保険の課長が答弁なさっていることで、結局この国民健康保険というのは、自営業者であり、退職者であり、年金受給者、そして非正規労働者等が加入する医療保険で、本当に収入の低い人たちが加入してるんですよね。そしてこの医療保険に、何らかの医療保険に加入していないと、病院にかかったときに窓口で10割の医療費が請求されるとそういうふうになっているわけなんです。だから今町長がおっしゃったように、その国保の中で、需要と供給のバランスをと言いますが、本来国がそういうことではないよと、国保に対して交付金を出しているわけなんですよね。それが今現実的に先ほど答弁なさったように随時随時減らされてきている、それで減らされてきているから、この国保の中が、国保財政が緊迫しているわけですよ。大変なことになっているわけなんです。

それをですね、国民の需要と供給だっというけど、先ほど言ったように高齢者であるとか、そういう方がおればですね、病気になる確率は上がります。そして少ない年金、それから非正規労働者等が保険料が払えないとか、そういう状況が多々にあります。それで財政がきついたら国保料をあげるっていえば、なおさらそこに国民健康保険に加入している人たちの保険税が上がって、先ほどのように高い国保税を払わなくてはならないようになる、そうすればまた払えなくなり、滞納者がふえるという悪循環を繰り返しているわけなんです。だからこの大もとには町長が考えていることとちょっと違うと思えます。国がこの国保財政に対して交付金を削ってきたということが、この大もとにあると思えます。国保財政の赤字は国が交付税を削減してきたことにあります。高齢者が病気になることでもなく、その国保税を加入している人たちが払えないとか、そういうことは問題にないと思えます。間違っていると思えます。

町長は6月議会で国保の広域化に向けているので国保税の引き下げは考えていないと答弁されました。しかし、広域化になっても猶予期間はあります。命と健康を守るという立場で国保税をぜひとも引き下げるように、前向きに検討していただきたい、これが私の願いであります。国保加入者の願いであります。どうぞお答えください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） お答えしたいと思います。御指摘の件は内容はよくわかりました。

そしてまた、私どもも県の町村会に出しておりますので、そういう場も通じてでもですね、国のそういう負担割合、そういったものについて引き上げるようにという要望は続いているところです。ただ、先ほど申し上げますように現在の町の国保の状況は議員も御承知のとおりです。まだまだ繰上充用を行っている状況ですから、現在の段階でこの引き下げということについてはですね、これはもうちょっと考えにくいと思いますし、まずは来年3月に向けてのこの新しい制度になれば、県から国保税についてですね一つの通達が来るんですね。桂川町においては国保税はこういうふうにとりかえ、一つの一定の通達が来ます。そのようになります。ですから、そのことを受けてですね、私どもも対応を考えなければいけないと、そのように思っています。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ちょっとずれているように思いますが、結局は町長は町長会とか、そういうものを通じて国に対して交付税の引き上げを求めていくとそういう考えであるけれど、やはり根底には広域化に向けて進んでいるということですね。しかしこの広域化というのはですね、結局新聞等でも言われておりますように、広域化はさらなる国保税の引き上げになると言われております。決して引き下げにはならないと思います。それで、もっともっと町民が困りますので、広域化になる前にでもですね、少しでも下げていただきたい。そのことを申し上げまして次の質問に移ります。

通学定期助成についてであります。6月議会でも質問いたしました、通学定期助成について質問いたします。嘉麻市は安心して子供を産み育てられる町を目指し、子育て支援、定住促進、公共交通利用促進等の一環として、高校通学補助事業をことし4月から始めました。月を追うごとに申し込みがふえているという報告を見ました。6月議会での教育課長答弁で、桂川町の教育委員会は高等学校を所管する立場にないので、実施しないということでありましたけれど、通学定期の補助を行うことと高等学校を所管することとは違うと思います。少子高齢化で将来高齢者を支えなければならない子供たちを、育てているお父さんお母さんの負担を少しでも応援するために、通学定期助成制度導入を、前向きに検討をしていただきたいと思います。町長。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このことにつきましては、先ほど議員が申されましたように、6月議会においてですね、学校教育課長のほうからも答弁をいたしました。よその自治体で実施されているという事例もあるようですけれども、それはそれぞれの自治体の考え方があろうかと思えます。本町におきまして現在の段階ではですね、この通学定期の助成について実施する予定はございません。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 現時点では実施する予定はないということでありまして、もう少し考えていただければですね、ああそうかなということも出てくるかと思えますので、頭の隅にでも置いてですね、ぜひ桂川町の子供たちにもですね、そういう助成をしてやってくださるように重ねてお願いいたします、それに関してはですね、桂川中学校卒業の生徒さんの、進んだ高等学校であるとか、専門学校、その進路別の学校の人数等調べ大体どのくらいかかるだろうかとすれば、町長もですね、このくらいの金額だったらやろうかという気持ちも変わるかと思うので、ちょっと調べてみてください。そして少しでも応援してください。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 終わられましたか。

○議員（5番 吉川紀代子君） 終わりました。済みません。ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） 続きまして、3番、杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 3番、公明党杉村です。通告書に従いまして一般質問を行います。

まず町営住宅について、まず1点目ですが、現在計画中の二反田の町営住宅について、車椅子対応の部屋とそうでないところの違いを教えてくださいたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 3番、杉村議員の御質問にお答えします。車椅子対応の住宅と通常の2DK、3DKの違いは、まず玄関入口が引き戸ではなくスライドタイプの玄関の入り口になります。また、流し台の高さも通常の高さより10cmほど低く、車椅子の高さにあった高さを採用しております。また、各部屋の間取りはそれぞれ広くなり、脱衣室、トイレが車椅子のまま進入しても旋回して利用できる間取りになっております。通常タイプの住宅でも、それぞれの部屋、脱衣室に車椅子で進入できる幅80cmは確保されておりますが、トイレ・脱衣室において車椅子が旋回できる幅150cmの確保がされていないという状況でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） その幅の確保を、例えば全部屋にしたとしたら、やっぱり予算が上がってしまう仕事なんですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 質問にお答えいたします。その150cmの旋回幅を利用した、確保しようとするのですね、やはりトイレ・脱衣室等については今以上の広さを確保しなければならないと。ただいま車椅子対応住宅につきましては3DKの間取りを2LDKとして整備しております。なので、所得が幾ら低くてもですね、3DKタイプの部屋の家賃をお支払いいただくというような、そういった広さを確保する必要がでてきている状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 次の質問ですが、万が一ですね、入居後に車椅子が必要な生活になった場合に対応はできるのでしょうか。全ての部屋がある程度対応していれば、わざわざ車椅子対応の部屋をつくらなくてもいいのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 杉村議員の御質問にお答えいたします。入居後に車椅子が必要な生活になった場合の対応ということでございますが、先ほど申し上げましたように基本的には車椅子で住宅内を移動できるような幅、80cmというものは全部屋確保している状況でございます。車椅子使用者住宅にあるような機能を確保するためには、壁・扉等を改造する、そういった物理的に工事は可能であります。手すり等の軽微な工事は別としまして、入居者の方が車椅子生活になったときに合わせて、随時工事をするということは、難しいと判断しております。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 今現つくりとしている車椅子専用の部屋なんですけれども、万が一そこを退去されたら、ずっと空き部屋になるのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 杉村議員の御質問にお答えします。そういった運用面につきましてはですね、まだ確定していないところはあるんですけれども、現状車椅子対応の住宅、つまり車椅子を利用されている方だけが住む場合にですね、便利な部屋ではあるんですけれども、流し台の高さ等ですね、洗面所・顔洗い場の高さも車椅子専用の住宅にしておりますので、一般の方が利用するとするとですね、ちょっと不便なところも出てきます。それでどうしても車椅子対応住宅の戸数をふやそうとすれば、そういった部屋がふえていってしまうということでこういった車椅子使用の現状の入居者数をアンケート等で確認しながら、部屋の戸数について今回1戸という設計しております。それで、今後につきましてはできるだけ車椅子の方々が利用できるような確保数を最小限確保するという方向で、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） わかりました。じゃあ次の質問に行きます。

今の町営住宅では、ペットをこっそり飼われている方がおられます。条例には明確にペット禁止とは書いてありませんが、皆様一応飼ってはいけないと思いながら、こっそり飼っているというのが事実です。町も黙認しているのかどうかわかりませんが、それが現状だと思います。私は人間味あふれるいい対応だと思いますが、ペットを飼っておられる方がどのくらいいるか調査したことはありますでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） ペットの飼育ということでございますが、現状ペットを飼われている数の件数ということは把握をしておりません。ただし、飼育を疑われる入居者の方には、通報、その他職員が発見次第、注意・指導を随時行っているところでございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 今の町営住宅に住まわれる方からの、実際の相談なんですけど、今こっそりペットを飼っておられるらしいんですけども、今度建てかわる団地に移るときにペットを処分しないと引っ越しができないとあって、悩んでおられました。ペットは家族同然です。離れ離れになるなら、引っ越しをやめようとする方もいるそうです。そこでせっかく鉄筋コンクリートの団地なので、ペット可にしてみてもはどうでしょうか。不動産屋に尋ねたら、ペット可かそうでないかはオーナーさんの心一つで構造的にはほとんど違いがないそうです。多少コンセンツの位置がちょっと高めになるとかいうのがあるそうですけれども、もちろん退去されるときには、相応のリフォーム代が請求するそうです。

本来は古くなった空き部屋を埋めるためにペット可にしていたそうですが、現在は空前のペットブームで、新築からペット可にするところも少なくないそうです。中には動物が苦手という方もおられるので双方が納得できるルールをつくって契約を行えば、問題も起きにくいんじゃないかなと思います。こっそり飼うから問題が起きるんです。町長の考えをお聞かせください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。先ほど担当課長も申しましたように、現在の状況はそういう通報とかあった場合には指導・注意をしているということです。現在の本町の場合はいわゆる二反田団地にしても椿団地にしてもそうですけれども、いわゆる一戸建て、もしくは平家の長屋的なものという形になってます。これが集合住宅ということになってくるわけですから、より緊密な人間関係が必要になってくると思います。このペットにつきましては私なりに考えておりますのは、ペットをかわいがる人も多いと思いますけれども、逆にそれを嫌がる人もあると思います。特に心配しますのは、アレルギー等ですね、健康被害ということが考えられます。ですからそういうことからしますと、現在でも多くの自治体でペットの飼育につい

ては禁止をしているようです。本町としましても現状ではですね、やはりペットの飼育については禁止をしていく必要があるのではないかと、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 町営住宅の条例施行規則の中にですね、迷惑行為というのが第26条にあって、その中にペット類の飼育による迷惑、これをした場合は退去勧告ができるとあるんですけども、ペット類の飼育による迷惑ということは迷惑をかけなければ、ペットを飼ってもいいんじゃないかととれるんですが、どうでしょう。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 杉村議員の御質問にお答えいたします。

確かにペットの飼育につきましては、町営住宅条例24条の1項で迷惑行為の禁止ということになっておりますけれども、入居される際の誓約書にですね、ペットを飼わないという誓約をしていただいているところでございます。やはりペットを飼ったときの迷惑として、鳴き声とか吠えたりするときの騒音とかですね、先ほど町長のほうから申されましたように、においや毛の散乱による衛生面の影響が想定されます。そういったことが起こった場合にですね、その迷惑の程度が、どのあたりがラインかというような線引きをするということが非常に難しく、状況によっては隣人間のトラブルでかなりそういったトラブルをふやす危険性が多く出てくるということで、現状としましては飼育を禁止しておるという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） わかりました。庭で飼ったりとか、ベランダで飼ったりというのは言語道断と思うんですけども、部屋の中で静かなペット——例えば犬猫じゃなくてそのウサギとかですね、そういう動かないトカゲとか、そういうペットもだめっちゃうことなんですかね。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） ペットの禁止ということですけども、そういった小動物ですね、金魚であるとか、杉村議員のおっしゃるように隣に迷惑をかけないそういったものにつきましてはペット禁止するということになってませんけれども、基本的にやはり猫・犬等の隣人に迷惑をかけるおそれのあるものについてはですね、飼育を禁止する誓約をしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 杉村君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 一応住民の方にそうやって悩んでおられる方がいますので、一回話を聞いてください。

以上で一般質問は終わります。

.....

○議長（原中 政廣君） 続きますして7番、下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 7番、下川でございます。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、防災についてということですね、質問いたします。

近年異常気象により、豪雨災害が相次いでおります。7月5日、6日の九州北部豪雨により朝倉市東峰村、日田市が大変な被害を受けました。先ほど大塚議員も言われましたけど私もボランティアに行きましたけれども、それは大変ひどいものがありました。隣の嘉麻市の一部も被害を受けております。桂川町とですね、直線距離にしたら20kmもないんじゃないかなというふうに思います。

今回ですね、線状降水帯、この言葉私初めて聞いたんですけれども、よく出るのは想定外の雨、50年に一度の雨、観測史上一番の雨、等々報道されるようにですね、いつ災害が起こってもおかしくない、そういう状況にあります。町長の行政報告もありましたが、全国各地で発生しています線状降水帯等による局地的集中豪雨の状況を見ますと、いつどこで発生するか予想がつかえません。日ごろから危機管理に留意し集中豪雨や台風等に警戒する必要があると考えております。これはきょうの行政報告のほうで入ってございました。桂川町のハザードマップ等、たくさんあるんですけれども、地図できてるんですが、豪雨や地震災害のですね、備えは急務だと考えております。そこでまずお聞きしたいのですが、先日の新聞に出ておりましたが、災害時の停電や災害対策、停電で、災害対策本部の機能が失われないように非常電源があるのか、というのがですね、新聞に、一面に出ておりました。まず桂川町はその非常電源はどのようになっておるのか、総務課長、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 7番、下川議員の御質問にお答えします。

非常用電源につきましては、庁舎南側の設備棟に設置をしております。停電時になりますと、非常用電源に切りかわり、電算室各フロアの一部に電力が供給されます。その非常用電源の燃料につきましては、軽油で満タンで65ℓで100%稼働で約3時間が供給が可能ということでございます。そういう中でこの最小限の電力であれば、大体満タンで業者によると24時間が可能ということでございます。

そして、予備に軽油の燃料を置いておりますので、そこを補給していけば国の基準であります、72時間が使用可能になるということでございますので、本町にとりましては、非常用電源につきましてはそのような対応でできるということになっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 役場ではあると、そういうことですね、災害本部としての機能は失われないようにできているということですね。

じゃあ今度ですね、ハザードマップにある10カ所の避難場所があります。一番大きなのはやはり住民センターだと思うのですが、住民センター含めて10カ所あるわけですが、その中で停電時に非常用電源があるとか、ポータブルのですね、発電機を用意してるとかいうのは、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） この10カ所の避難所につきましては、住民センターにつきましては、その供給は可能と思いますけども、あとにつきましてはその非常用電源という形にはございませんので、対応は難しいかと思えます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 大塚議員の質問にもございましたけれども、やはり避難所、ことしの場合は真夏の避難所だったわけですが、やはり電源がないとエアコンもつかないし、扇風機も回せないという状態になると思います。そうなってくると先ほどちょっと言いましたけれども、ポータブル発電機等をですね、即準備できるとかそういうのをちょっと頭の中に入れておいてほしいのですが、どうぞ。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） ポータブルの燃料による発電機につきましては、消防では持っておりますし、あと各団にも配備はしております。その中で、この全部が9カ所の避難所に設置っちゃうのはちょっと難しいかと思えますので、そこら辺については今後検討していきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 次にですね、緊急防災速報や避難勧告の方法と自主防災組織の連携について質問する予定でしたけれども、これは先ほど大塚議員が詳しく質問されておりましたので、そこはかぶりますので私のほうは省きたいと思えます。

最後にですね、何度も、何回も私これ質問したと思うのですが、このような豪雨・土砂災害が起こったときにですね、例えば桂川町のハザードマップの中に、ここは危険ですよというのが各家庭に配られてあるわけですね。水害が起きたときに、川が氾濫するのはこの地域が危険ですよとかいうのがあります。土砂災害も内山田地区等々、土師もたくさんあるんですが、私が気になるのは種因寺の上にある配水池なんですよ。あそこの土砂のこと、私は何度もここで質問させていただいたんですけども、あそこがもし土砂災害にあつて、その上の配水池のタン

クがですね、どうにかなったときというのはちょっと……。下に住宅も何件もありますし、それに保育所もあります。昼間にもしそういうことが起これば保育所は必ず被害を受けるわけですね。そういったところであそこの水道管、課長とかいろいろ聞いたときに、なかなかあれはすぐに動かさないというのはわかっているんですけども、何か方法、それが水道管として今度浄水場の改修とかいうのは、今もう何年も前から検討しているという答えが出てましたので、そのところ含めてですね、水道課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原中 政廣君） 水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 7番、下川議員の御質問にお答えします。土師配水池については、平成21年度に土師配水池耐震診断調査を実施して以降ですね、定期的に配水池の清掃とあわせて点検を行っています。大雨時や台風などの自然災害の後にもですね、職員が目視で点検をしているところで、今現在は安定している状況にあります。

また、浄水場の更新事業の進展についてはですね、施設全体を更新するのはなかなか難しく、現在の施設を有効利用し、浄水処理能力を増加させるなどのですね、新たな薬品沈殿池の設置を検討しているところですが、施設の変更、申請で県との協議など水利権の問題など、新たな課題等でなかなか時間を要しているところでございます。下川議員が大変御心配されてある配水池についてはですね、今現在そういうふうに定期的に職員が見回りし、点検を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ていうことは安心しとっていいという受け取り方でいいですか。

○議長（原中 政廣君） 水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 今のところ、自然災害というのは何とも難しいところもあります。

私たち職員も気を引き締めて今後、災害の対応については当たりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） はい、ありがとうございます。

それではですね、2番目の地元企業育成についてということで御質問させていただきます。今回の議案にもありますが、町営二反田団地A棟建築工事。地元業者が入れるのかということなんですが、これは今回入札で飯塚の会社が落札されております。こういう大きな物件に関してはですね、桂川町の今ある企業ではですね、入札に参加できない、いわば点数の問題ですとか、今までの経歴の問題とかあるわけですが、そうなってきたときに、最初この町営住宅建てかえの話が

出たときにですね、電気工事・設備工事・外構工事は別途発注するというふうに聞いた覚えがあります。この件も含めてどういうふうになりそうなのか、建設課長よろしくお願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 7番、下川議員の御質問にお答えします。桂川町営住宅二反田団地A棟建築工事につきましては、建築主体工事、屋外附帯工事、電気設備工事、機械設備工事等の工事を含んで一括して発注しておるところでございます。一括発注の理由としましては、受注者責任の窓口を一本化することにより、責任体制を明確にし、品質管理を重視するものでございます。当工事についてはそれぞれの工種においてですね、一部下請契約を行うものと思われませんが、元請業者であります中村建設からの下請については、施工可能な地元業者を優先的に採用するようにですね、努める特記仕様書を明記し、発注を行っておるところでございます。このような理由により、下請契約が結ばれば、地元業者も入れると判断しております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） わかりました。

私たちも下請する立場にいますので、すぐ言われるのは、「値段が合わない」と断られる部分は多々あります。だから今回の二反田団地はですね、最終的に、桂川の業者の方はどれぐらい入られるかちょっと、見ていきたいなというふうに思っております。

私が言いたいのは、次にですね、今後予定されているB棟、C棟、D棟というのが一応予定されております。これどうなるかわかりませんが、このときにですね、地元とのベンチャーというのを進めていただけないかなど。この話、私もちょっと一度、建設課でさせていただいたときに、桂川町はこの例規集の中にもあるんですけども、建設工事請負契約の運営に関する規程というものがあります。その中にベンチャーという区分は全然入ってないし、そういう規程はないと思うんですよね。そういう規程というのはございますか。ベンチャーを使うというそういうのは、規程されているのか。そこちょっとお聞かせください。

○議長（原中 政廣君） 原中建設課長。

○建設事業課長（原中 康君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

過去、桂川町の発注においてもですね、ベンチャー企業の登録による入札の実績はございます。今回、町営住宅につきましては、単独企業で施工可能な登録業者というのがございません。したがって、そういうベンチャー企業登録による入札ということもですね、可能なことはあったんですけども、そういった施工能力ないし、町に有利なですね、競争性を持たせるという観点から、第1回目の入札ということで、今回、単独の企業としてですね、町外の指名をやった状況でございますけれども。今後については、またそういった1回目の入札を検討しまして、考えていき

いというふうに思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ありがとうございます。

よくあるのはですね、大手の企業と地元と7対3。あるんですね、割合で。1億の仕事であれば、3,000万の仕事が桂川町に落ちるという感覚なんです、これは。地域ですね、地元の企業を育成するという考えで、例えば、いろんな私知るところでも必ずそれをやらないと仕事は出しません、というところもあるわけですね。ベンチャーでないと何億、例えば1億以上の仕事はさせませんとか。要は必ずあるんです。地元同士はだめですよと、ただ大手と地元が組んでやらないとそういう入札には参加させませんというところはたくさんあります。隣というか、飯塚市にもですね、やはりそういうようなベンチャーというのはよくやられてます。

ですから、今後このB棟、C棟、D棟になったときにですね、できればもうベンチャーでやると。ですね、桂川町に今、お答えの中ありましたけれども、単独で受けれる企業がないと。企業はですね、経験しないと大きくなれないんですよ。ですから、例えばベンチャーで、6階建ての町営住宅建てましたと。建てた実績がありますと。その売り上げですとか、いろんな、例えば免許持った数とかですね、建設の点数というのはどんどん上がります。これは県のほうで決めるわけですが、この点数で入札に参加できるできないというのが決まってくるわけです。ですから経験させない以上はですね、絶対伸びてこないんですよ。ですから桂川町の地元の方にですね、こんな大きな仕事は桂川町、なかなか出てこないと思うんですよ。

ですから今後のこともありますんで、次のB棟、C棟、D棟に関してはですね、できればそれを考えていただいて、地元の企業を育成ということに、ちょっと本腰を入れてほしいかなあというふうに思います。

はい、それでは次に移ります。3番目、地域商社についてということで質問させていただきます。

いいバイ桂川の現状と今後の動きについてをですね、企画課長にお伺いしたいんですが、私、8月に行われました、けいせんマルシェとかありましたですね。それから、きのうもまた何かイベントごとがあっているということで、これは、産振課の山本課長に聞いたんですが。行ってみたらですね、なかなかおもしろいことをやっているよね、というのがありました。そこで、パンとかいろんなもん、買って帰ったんですけども、あの中にあつたハンバーガーにしてもですね、古墳バーガーとかいう命名されておまして、帰って食べたら本当、おいしいんですよ。だから、ああいうふうに若い人たちがいろんなことにチャレンジしてきて、あそこを中心にですね、盛り上がっていている姿というのは、私は、すごくいいなと正直思っております。

今後ですね、あそこにまたですね、地域おこし協力隊ですか、高木君ですかね、若い人、いま

して。兵庫県から来たということで、私も一度行って、話したことあるんですけども、すごく前向きなんです。こんなことにチャレンジしてみたい。そういう地域おこし協力隊の勉強会がいろいろなとこであっているみたいで。そこに行って、その協力隊の方たちと意見交換会がありましたとかいうこと言ってたんですね。あの子たち中心、それと若手の農業者の方たちとですね、何かいい雰囲気になっているな、というのはあります。

山邊課長の目から見てですね、このいいバイ桂川どんなふう映っているのか、それと今後どんなふうにもっていくという考えなのか、それをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（原中 政廣君） その前にですね、一応12時になってますけども、下川議員のですね、質問は終わるまでこのまま続けたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 7番、下川議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、地域商社いいバイ桂川の現状ということについて、御報告をさせていただきます。

議員御承知のとおり、平成27年度末に策定をいたしました桂川まち・ひと・しごと創生総合戦略の4本柱の一つといたしまして、産業プロジェクトというものがございます。この中に挙げております施策といたしまして、特産品の開発や、農業の6次産業化、新規就農者の育成や福祉と連動した地域密着型の生活産業の開発など挙げておるということでございますが、それらの施策を推し進めるための核となる組織、これが地域商社いいバイ桂川だと考えております。地域商社の現状の主な取り組みといたしまして、4件、御紹介をさせていただきたいと思いますが。

1件目が、総合福祉センター横のいいバイ桂川の拠点施設におきまして、6月の28日から毎週水曜日の11時から15時までの4時間、コミュニティカフェを実施をいたしておるところでございます。6月の28日から昨日9月20日までの計14回の営業で、約350人のですね、方の御来場をいただいているところでございます。

2件目が、8月の7日に今お話にありましたように、第1回目のけいせんマルシェといたしまして、町内の新規就農者や若手農業者を募りまして、農産品、あるいは加工品の販売会を実施しまして、多くの方たちの御来場をいただいたところでございます。

そして3件目が、嘉穂総合高校も従来の販売予定回数を昨年までの約倍にふやしまして、農産品等の販売を、実施を現在行ってもらっているところでございます。

そして4件目になりますが、今、話が出ました、昨日のことでございますが、いいバイ桂川の拠点施設におきまして、9月20日よりですね、毎週水曜日にカフェの営業とあわせまして、町内農業者からの委託を受けた農産品や加工品、パン、お菓子等の販売を実施いたしておるところでございます。時間が10時から15時ということで、限定しての販売でございます。そしてこれはですね、従来、とれたて村で今、対面販売ということで日曜日、販売を行っておりますが、

この毎週水曜日に行う販売は、レジを使用した販売ということで、委託販売という形で、させていただいておるところでございます。

そして続きまして、今後の取り組み、いわゆる展開といたしましては、ただいま御紹介をいたしました4件の取り組みとあわせまして、さらに3件の取り組みを考えております。

1件目が、学校給食に担い手農業からの農産物を提供することで、いわゆる農業振興や地産地消の促進を図っていきたいということを考えております。また、米を中心とする農産品の都心部での販路の開拓や拡大、あるいは、町内産のショウガの加工品の開発についても現在、取り組みを進めておるところでございます。

2件目でございますが、これは総合戦略の中にもうたっておりますが、福祉との連携事業といたしまして、11月の2日から毎月第一木曜日に高齢者やその家族の方々を対象にした、いわゆる憩いの場、ひまわりカフェを実施する予定でございます。こちらのほうは時間が10時から16時30分ということで、毎月第一木曜日に実施するというところでございます。

それから最後3件目でございますが、今年度中に完成予定のゆのうら体験の杜についても、事業面や運営等での協力や連携について、ただいま、これは組織内でも検討をしているところでございます。

以上が、いいバイ桂川の現状の取り組みと今後の予定についての概要でございますが、これからも本町で唯一の——これは桂川町商工会、それからJA、この3法人の連携により立ち上げました、いわゆる法人組織でございます。町の産業の活性化やにぎわいづくり、情報発信等に貢献できるよう、しっかりと連携協力体制を関係機関と図りながら、町のほうも企画財政課、これ窓口となっておりますので、しっかりとバックアップをしていきながら、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） ありがとうございます。

本当にバックアップ体制をきっちりですね、行政のほうとっていただきたいというふうに思います。新しくつくった企業、会社ですから、必ずすぐ成功するということはありません。ですけど、ちょっと長い目で見るとかいう形ですね、一生懸命やる気を起こしてますんで、そこに対するバックアップを惜しまずにやっていただきたいというふうに思います。

それとこれ、山本課長にちょっと聞きたいんですが、このチラシをきのう私いただいたんですね。これ、議会です。このチラシというのはどういう配布されたのか、それとも関係者だけに配られたのか。そこちょっと教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○産業振興課長（山本 博君） ただいまの御質問についてでございますが、そのチラシを作成しましたのが、20日、きのう実施してあります。1週間ほどとなっております。当初、回覧ですとか周知のほう、大々的に広報しようというふうな考えでおったところですけども、ちょっと作成がおくれましたもので、直前直近にありました総合高校の農産物の販売、もしくは行政関連施設のほうに張り出すような形におきまして、周知のほう行っておった次第です。あと、いいバイ桂川のほうのインターネットの中でも、広報、周知を行っております。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） きょう一緒にレジで私と並んでた方が、もう少し宣伝すればもっと来るのにね、というの言われたんです。野菜もいいもの置いてあったし、ただ量がですね、たくさん来られたら大丈夫なのかなと思うぐらいでしたけれども、パンにしてもすごくおいしいですし、活気づける意味でもですね、何か告知の方法を検討されたらいいのかなというふうに思います。頑張っていたきたいなというふうに思います。

最後に一つだけ。先ほど聞き忘れてて、建設課長にもう一回聞きます。

ベンチャーの話、私して、答えもらうのはもらったんですけど、今後検討する余地はありますか。

○議長（原中 政廣君） 原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどのベンチャー登録による入札ですけども、私も今、指名選考委員会の一人として今後、指名選考委員会の中でもですね、そういった検討が必要だろうかというふうに思います。そういう事業系の発注者の考えとしてですね、そういったベンチャー登録を実施する、そういった検討研究をですね、ちょっと今後やっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 済みません。よろしく願いしておきます。これで終わります。

○議長（原中 政廣君） それではですね、これで暫時休憩としたいと思います。再開は13時より会議を開きますので、よろしく願いいたします。暫時休憩。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

8番、竹本慶吉君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 8番、竹本です。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、幼稚園・小中学校のエアコン設置についてということで質問通告を出しておりましたけれども、先に質問をされた大塚議員のほうから、もうあらかじめ質問していただきましたんで、私のほうから、特にこれということがありません。要望だけ1点、町長のほうにしたいと思いますが。

このエアコン問題については、急激に異常気象ということで、非常に高温の日にちが多くなったということが、周辺の自治体の動きで、新聞でも報道されたとおりでと思います。

設置を進めるに当たってですね、小中学校・幼稚園はもちろんですけれども、今は学童保育所もありますんで、こういった施設関係ですね、やはり同じような取り扱いで検討していただいたらいいのではないかなというふうに思っております。この件については、今後、検討していかれるという町長の御答弁もいただいておりますんで、そのように進めていただければということで、要望でとどめたいと思います。

次に、空き家対策についてということで通告書を出させてもらっておりますが、地元の地域でもですね、最近、空き家が多くなりまして、もともとのその親御さんが住んであったところが、親御さんが施設に入られてと、お子さんはこちらのほうにはもう職がないんで出てあるというようなことからですね、私は土師5区になるんですけども、もう空き家が3件、さらに、まだ跡取りの子供さんはいらっしゃるんですけども、いろんな事情で離婚されてひとり暮らしと。ところが、ひとり暮らしで、仕事はされとるようやけれども、日中はほとんどいらっしゃらないと、夜も帰ってこられとるのかどうかわからないというようなことで、そういう家が、意外と続いてあるんですね。隣の隣がそういう関係というようなことで。

一番心配するのは、9月あたりの、今の時期からは、やっぱり台風あたりが心配されますし、そのほかに、やはり防犯上の問題も出てくると思うんです。余り空き家が続きますと、今度、子供たちが入り込んで、そこで喫煙をやったりというようなことになってくると、火災や何かも発生してくるというような心配があるんですが。これは総務課長のほうになりますかね。現在の空き家というか、そういう調査した資料か何かありましたら、ちょっと報告していただけますか。

○議長（原中 政廣君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 8番、竹本議員の御質問にお答えします。

本町の空き家の状況につきましてはですね、現在、実態把握に向けて、平成27年の国勢調査の調査地図に基づきましてですね、事前の調査を終えたところでございます。その結果内容につきましてはですね、本年9月1日現在の世帯数4,380世帯に対しまして、空き家の戸数につきましては534戸ということで、27年度の国勢調査の資料に基づきましての数字ですけど

534戸ということでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 534戸ですか。多いですね。意外な数字で。もともとの世帯数が4,380でいいわけですね。10%以上が空き家ということですね。

この内容からして、対策といいますか、この空き家の問題であるのが、先ほども言いましたように、これから台風や何かが来ますと、なかなか家の手入れあたりも十分にできていないので、屋根の瓦が飛んだり、それからトタンとかそういったものが飛んだり、中には建具が壊れて外れそうになっているような状態もあるんですね。そういうのの苦情を相談受けたりするんですけども、こればかりは建設課へ行っても総務課へ行っても明確な答えというのはなかなか出らんと思うんですが、課の対策がありますかね。

○議長（原中 政廣君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 実際ですね、空き家の苦情等はですね、数件はあります。防災上の問題でですね、隣の瓦が自分の家のほうに、テラスに飛んできて割れたとかいう形の、台風による、そういう被害等はあっておりますし、その都度、そのときには相続された方にですね、遠方ですけど、そういう連絡をとって対応しているという状況はございます。

それから、庭木の伸びておるといことで、剪定されておられませんので、そこら辺についての苦情等はですね、どうしても固定資産で税を払ってある方については連絡がついてですね、対応している状況はございます。

しかし、どうしても、もう相続にいたっていないというようなことで連絡がつかない部分も数件はありますので、そこら辺については、できる限りの対応は文書でお願いをするなりして、今のところ対応はしているところであります。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 竹本君。

○議員（8番 竹本 慶吉君） では、先ほど申し上げたように、要は跡継ぎというか、家にはいらっしゃるんですよね、息子さんが。仕事に行かれとるのか、日中に見かけることが、まず、ない。夕方行って、夕方も帰っておられるような様子がないと。それからいって、きちんと、区費といいますか、そういうものは納入されとるということで、実態はあるやけども、本人と面談する機会がないので、例えば瓦が飛びましたよとか、そういうふうな苦情が出たときに連絡がとれないで、区長さんあたりも困ってあるんですよ。そういう場合は役場のほうは、本人に連絡か何かとってやられとるんでしょうけども。その方法をちょっと教えて。

○議長（原中 政廣君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） お答えいたします。

本来、その家の調べるとか調査についてはプライバシーがありますけど、実際、利害関係が発生してですね、そういう状況については、やっぱり行政のほうから連絡はして、その対応をしているところがございます。そんなに、そういう被害は、今のところ、余りございませんけど、やっぱり困ってある方がおられるとしたら、そういう原因がわかっておる分については、そういう形で向こうのほうに連絡をとるような形はしております。

○議長（原中 政廣君） 竹本君、ラストでお願いいたします。

○議員（8番 竹本 慶吉君） 最後ですが、これらについては役場のほうに相談に行ってもらって、総務課でいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように対応してください。時々、そういう苦情が出てきておりますんで。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（原中 政廣君） これで、一般質問を終わります。

日程第2. 一般会計・特別会計及び水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告

○議長（原中 政廣君） 会期中の審査事件として、特別委員会、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

一般会計・特別会計決算審査特別委員会に付託しておりました平成28年度桂川町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定第1号から認定第5号までの5件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○一般会計・特別会計決算審査特別委員長（竹本 慶吉君） 平成29年第4回定例会において付託された平成28年度桂川町一般会計及び各特別会計決算認定について、当委員会は9月7日、8日及び11日の3日間、審査した結果、次のとおり意見を付して認定することに決定したので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき報告します。

審査意見。

財政分析。

平成28年度一般会計の実質収支は、1億6,373万1,000円の黒字決算です。実質収支比率は5.0%で、前年より0.4ポイント下回りましたが、市町村にとって望ましいとされる3～5%の水準を維持しています。基金の積み立てや取り崩し等を考慮した実質単年度収支は、2億1,197万1,000円の黒字となっています。実質単年度収支においては、ここ数年、黒字傾向にあり、財政運営は安定した状況にあると言えます。

経常収支比率は98.7%で、前年度より4.3ポイント悪化しています。この指数は、本町の財政運営が、安定はしているものの、弾力性に乏しく硬直化した状態にあることを示しています。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の繰入金2億2,132万2,000円が前年度より2億1,432万2,000円、3,061.7%の増となっておりますのは、貸付事業の償還が終了し、財源積み立ての必要がなくなったため基金を廃止し、繰り入れたためです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標については、特に問題ありません。

一般会計決算について。

1、歳入。

本町の自主財源の根幹である町税の徴収率は、町民税が1.7ポイント、固定資産税が1.6ポイント、軽自動車税が1.7ポイント、それぞれ向上しています。その他、使用料及び負担金等の滞納繰越分も向上し、全てで0.6ポイント向上するなど、担当部局の努力が成果としてあらわれています。

地方交付税は、昨年度より9,353万6,000円減額で、4.6%減少しています。本町の財源では、この地方交付税が占める割合が最も大きく、国の地方交付税を初めとする財政再配分制度に大きく依存しています。

滞納問題については、さらなる取り組みを期待しますが、収納業務上発生する問題に対する防犯上の専門職採用等も必要があれば検討してください。

不納欠損については、法令等にのっとり適正に処理されていると認めます。

2、歳出。

①財政分析で述べた経常収支比率については、経常経費が主因であります。今後も歳出の面から創意工夫を図りながら経費の縮減に努め、比率軽減に努力してください。

②補助金、助成金について。各種団体への補助金、助成金は、さまざまな視点で効果を検証し、公費支出の必要性や助成対象の妥当性などの点検を今後も継続してください。

特別会計決算について。

1、住宅新築資金等貸付事業特別会計について。

当特別会計では、多額の滞納繰越金が発生しています。十分な業務整理に努めてください。事業収入の調定額1億4,449万6,000円に対し、収納額は472万8,000円で徴収率は3.3%です。調定額の大部分は滞納繰越に係るもので、現年度分の徴収率は79.7%です。現有債権の内容を精査し、可能な法的対応策等を検討してください。

2、国民健康保険特別会計について。

本年度も赤字決算となりましたが、当特別会計は特殊な事情もあり、高額医療費を抑制するための予防と特定健診等を今後も指導すべきです。国民健康保険税の徴収率は70.8%で、前年度より2.8ポイント向上しました。現年度分は94.2%ですが、滞納繰越分についてはさらな

る対策を望みます。

基金について。

高額療養費支払い資金貸付基金について、特に問題はありません。

桂川町議会議長原中政廣様、平成29年9月11日、一般会計・特別会計決算審査特別委員会委員長竹本慶吉。

以上、一般会計・特別会計決算審査結果の報告をいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。認定第1号から認定第5号まで、会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

認定第1号平成28年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。認定1号議案に反対の立場で討論に参加いたします。

この平成28年度一般会計決算書には、同和対策費として2,532万8,644円が使われています。私は納得できないので反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第1号を採決します。起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成28年度桂川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成28年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成28年度桂川町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成28年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。認定4号議案に反対の立場で討論に参加いたします。

この平成28年度桂川町国民健康保険特別会計決算は、住民から高い国保税を取っての決算であり、私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第4号を採決します。起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第4号平成28年度桂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。認定5号議案に反対の立場で討論に参加いたします。

この平成28年度桂川町後期高齢者特別会計決算は、広域連合からの保険税が押しつけられた決算なので反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより認定第5号を採決します。起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査結果報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、認定第5号平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号平成28年度桂川町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件については、水道事業会計決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。青柳委員長。

○水道事業会計決算審査特別委員長（青柳 久善君） 報告書を読み上げて、報告にかえさせてい

たきます。

水道事業会計決算審査特別委員会審査結果報告書。

本委員会は、平成29年第4回定例会において付託された認定第6号平成28年度桂川町水道事業会計決算の認定について、平成29年9月12日と13日の2日間、桂川町監査委員から提出された桂川町水道事業会計決算審査意見書を参考に、桂川町水道事業会計決算書及び決算に伴う会計帳簿、伝票、領収書等について、精力的に審査を行った結果、次のとおり意見をつけ認定することに決定したので、桂川町議会会議規則第76条の規定に基づき報告をいたします。

審査意見。

1、水道事業会計の経営状況について。

平成28年度年間総配水量は142万1,942 m^3 、昨年より3万2,177 m^3 減少しています。また、有収水量も133万4,660 m^3 で、前年度より1万2,549 m^3 減少しており、主な内訳は、一般用で3,250 m^3 、業務用1万2,574 m^3 の減少となっています。その要因としては、一般家庭の省エネ・節水意識の高揚と給水人口の減少によるものと考えられます。

水道事業における総収益は2億1,234万7,000円で、これに対する総費用は1億7,779万6,000円となり、当年度の純利益は3,455万1,000円となっており、水道事業として引き続き良好な経営状況が保たれています。

2番、資本的支出について。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は3,240万3,000円です。この不足分は、過年度分損益勘定留保資金1,121万8,000円、当年度分損益勘定留保資金2,010万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調査額108万5,000円で補填されています。

3番、剰余金の処分について。

当年度純利益3,455万1,000円に前年度繰越利益剰余金3,133万2,000円を加えた当年度未処分利益剰余金6,588万3,000円は、決算書に記載している剰余金処分計算書のとおり、桂川町水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条第1項及び第2項により、減債積立金1,000万円、建設改良積立金1,000万円並びに翌年度の繰越利益剰余金4,588万2,000円として処分をされています。

4番目です。財務状況や収納状況について。

平成28年度の水道事業の予算執行、経営・財務状況等については、経営状況すなわち収益性はおおむね良好で、財務状況においても流動性、安全性がおおむね確保されています。決算における水道料金等の収納状況についても、ここ数年、良好な成績を示しております。このことは、これまで積み重ねられてきた職場における事務改善や意識改革への取り組みの成果であると評価するものです。今後とも、この努力が継続されることを望みます。

5番、その他。

本町の水道事業は、昭和38年10月の創設以来、第1次拡張事業から第5次拡張事業を経て浄水場施設に至っています。その間の歴史を振り返ってみますと、施設の拡張が図られる一方、新たな地下水の発掘や嘉麻市漆生にある中谷水源の継承など、新たな水資源の確保についてもさまざまな努力が重ねられてきています。しかしながら、近年では全国的な人口の減少・少子化の傾向を迎え、給水人口の減少などから、世帯当たりの水使用量は減少傾向を示しています。本町では、浄水場施設の老朽化に伴い、施設の改善・長寿命化に向けた対策が模索されています。

本町の上水道事業が大きな節目を迎える中で、この機を改め将来を展望し、実効性のある適切な改修計画が確立されることを求めます。

結び。

水は生命の源であり、町民の生活に欠かすことのできないものです。日常的には「安全かつおいしい水」の提供に努めていただくとともに、長期的な水の安定供給という観点から、今後とも、適切な判断のもと、必要・十分な対策が確立されることを希望し、結びとします。

桂川町議会議長原中政廣様、平成29年9月13日、水道事業会計決算審査特別委員会委員長青柳久善。

以上です。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） ただいま、読み上げられました、この水道事業会計決算審査特別委員会審査結果報告書の中で剰余金処分のところですね、数字のところがちょっとおかしいと思いますので、これはどういうふうになっているのでしょうか。

剰余金処分についてのところで、当年度純利益として3,455万1,000円が余ったわけですね、利益として出たわけですよ。そして、前年度が3,133万2,000円あると、そのトータルが6,588万3,000円だと。

しかし、それを処分したのがですね、減債積立金として1,000万円ですか、それから建設改良積立金として1,000万円、そして残金が、繰り越しの剰余金として4,588万2,000円となっておりますけれど、これを差し引きしますと1,000円の不足となっておりますけれど、これはどういうことでしょうか。

○議長（原中 政廣君） これは、事務处理的な問題だろうと思うんで、水道課長、答えて。

○水道課長（古野 博文君） 吉川議員の御質問にお答えします。

繰り越しをする際の剰余金の端数処理の関係だということになります。

○議長（原中 政廣君） 繰り上げの関係だろうと思いますので。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 端数処理っておっしゃいますけれど、そしたら、次のあれでは、繰越利益剰余金として計上されるのは4,588万2,000円が繰り越してくるわけですか。1,000円は端数処理というて消えるんですか。（「四捨五入したら……」と呼ぶ者あり）

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いや、四捨五入というわけではありません。予算の性質上ですね、1,000円単位でしてますよね。そうすると歳入と歳出の関係で、歳入のときにはですね、低く見積もる、それから歳出のときには多く見積もる、その差が1,000円なんですね。歳入は、予算に縛られずに受け入れることはできます。歳出は、予算に縛られますので、その金額以上には出せないということになるわけですね。そういうことから、こういうような状況になります。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。事務処理上の問題ですから、わからないことは、後で詳しく聞いてください。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） それではですね、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、決算審査報告書をつけ認定するとの報告であります。よって、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成28年度桂川町水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3. 議案第24号

○議長（原中 政廣君） 議案第24号平成29年度防災・安全社会資本整備交付金事業桂川町営住宅二反田団地A棟建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第24号平成29年度防災・安全社会資本整備交付金事業桂川町営住宅二反田団地A棟建築工事請負契約の締結について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回、契約しようとする工事は、桂川町営住宅二反田団地A棟建築工事です。

本工事は鉄筋コンクリートづくり6階建ての住宅の建築に当たり、確実に施工が可能な業者を15社指名、うち3社は地元業者を指名し、最低制限価格で落札しております。

落札した株式会社中村建設については、福岡県が発注した公営住宅建築工事の実績も複数回あることから、今回の契約は適正なものと思えます。

したがって、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案24号に反対の立場で討論に参加いたします。

入札そのものは、くじ引きで決めたということなので不正はないと思いますが、本来入居できるはずの方が、いろいろな事情でもって入居できなかったり、家賃の高騰に不安を感じ諦めなければならないなど、入居できない方々が生じるので、私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第24号を採決します。起立により採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第24号平成29年度防災・安全社会資本整備交付金事業桂川町営住宅二反田団地A棟建築工事請負契約の締結については、可決することに決定をいたしました。

日程第4. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第25号町道路線の認定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

今回、認定しようとする道路は、路線名、桂川駅自由通路線の1路線です。

本路線は、桂川駅北口、町道である豆田駅前線から、桂川駅南口、町道である深町中塚木線を結ぶ路線であります。

J R九州鉄道敷地内においては、自由通路として鉄道上を立体交差する歩行者用道路であり、道路幅員は2.5mであります。

南側から桂川駅を利用することのできる自由通路を整備するためには、桂川町が管理する道路として町道認定する必要があるため、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号桂川町土地開発公社の解散についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第26号桂川町土地開発公社の解散について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当公社は、昭和49年3月に設立されて以来、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与してきましたが、社会情勢の変化等により、近年において、事業は実施しておらず、今後についても事業実施の予定がないことから、当公社を解散しようとするものです。当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号桂川町土地開発公社の解散については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第27号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税におきまして、調定額の決定による追加計上が行われています。

次に、10款地方交付税におきまして、普通交付税の交付決定に伴う追加計上がなされています。

次に、14款国庫支出金におきまして、マイナンバーカードに係る国庫補助金の追加計上や社会資本整備総合交付金の決定による減額計上がなされています。

次に、18款繰入金では、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金繰入金の減額計上がなされています。

次に、19款繰越金では、決定による追加計上がなされています。

続きまして、歳出予算は、職員人件費につきまして、今年4月及び8月の人事異動等に伴う予算の組み替え等による整理が全ての関係費目について行われています。

人件費以外の主な内容については、2款総務費では、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修委託料の追加計上等がなされています。

次に、6款農林水産業費においては、12月に東京都内で開催されます「町イチ！村イチ！」

参加のための関連経費が追加計上されております。

次に、8款土木費において、社会資本整備総合交付金事業の決定に伴う関係工事費の減額及び追加計上がなされております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第27号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査結果を報告いたします。

当委員会に関する主なものは、歳入予算におきましては、15款県支出金では重度障がい者医療費県補助金及び子ども医療費県補助金の過年度精算による追加計上がされています。

次に、20款諸収入では、コノマ地区の遺跡発掘調査に係る県負担金の追加計上がされております。

歳出予算におきましては、人件費を除く主な内容について報告いたします。

3款民生費では、障がい者自立支援給付支払いに係るシステム改修委託料が追加計上されております。

次に、10款教育費では、道徳教育推進事業に係る関係経費や土師コミュニティセンター屋根防水工事、コノマ地区の遺跡発掘調査に係る関係経費などが追加計上されております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第28号

○議長（原中 政廣君） 議案第28号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第28号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本予算の主なものは、前年度繰越金の確定によるものであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171万8,000円を増額し、予算の総額を408万5,000円にするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号平成29年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第29号

○議長（原中 政廣君） 議案第29号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第29号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正は、歳入においては、保険税の賦課決定に伴う減額補正及び前期高齢者交付金の

決定による追加補正が主なものであります。

歳出では、後期高齢者支援金の決定に伴う減額補正及び国庫負担金等の精算、返還金の追加補正が主なものであります。

平成30年度からの国民健康保険制度改革を控え、特定健康診査及び特定保健指導を推進し重症化予防に努めることにより、医療費の適正化を目指し、国民健康保険の健全なる財政運営を図っていくことを切に要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第30号

○議長（原中 政廣君） 議案第30号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 議案第30号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の補正の主なものは、歳入においては、事務費繰入金及び前年度繰越金の決定による減額補正であります。

歳出では、職員人件費の調整に伴う減額補正及び前年度の保険料収入の決定による広域連合納付金の減額補正であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。14時10分より会議を開きます。よろしく願いいたします。暫時休憩。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第10. 議案第31号

○議長（原中 政廣君） 議案第31号地方創生拠点整備交付金事業「ゆのうら体験の杜」新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書の説明につきましては私から、参考資料の工事概要につきましては小金丸課長補佐が説明いたします。

それでは、議案第31号地方創生拠点整備交付金事業「ゆのうら体験の杜」新築工事請負契約の締結について、御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

工事名、「ゆのうら体験の杜」新築工事。工事箇所、桂川町大字土師地内。工期、契約効力発生の日から平成30年3月16日まで。契約額、1億1,815万2,000円。工事請負人、住所、桂川町大字吉隈810番地4、氏名、有限会社林組、代表取締役赤尾みどり。

契約の方法については、指名競争入札でございます。

提案理由につきましては、「ゆのうら体験の杜」新築工事を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

別紙に参考資料1として、入札年月日、指名業者名等をつけさせていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

工事概要につきましては、スクリーンにして説明させていただきます。ただいまから準備いたしますので、少々お待ちください。

○建設事業課長補佐（小金丸卓哉君） それでは、「ゆのうら体験の杜」の施設の概要について、スクリーンにて説明いたします。座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、位置図でございますが、桂川町の南側に位置する、湯ノ浦森林公園、この敷地に「ゆのうら体験の杜」の施設が建設されます。

次に、配置図でございます。木造平家建て2棟。管理宿泊棟が1棟目。管理宿泊棟は、管理棟と宿泊棟で構成されております。そして、もう1棟が体験実習棟ということで、この青い部分です。木造平家建て2棟、それから合併式浄化槽が1基、それと受水槽が1基。工事概要は以上でございます。

延べ床面積ですが、管理宿泊棟585.95m²、この赤い部分でございます。体験実習棟126.69m²、この青い部分でございます。合わせて712.64m²になります。

次に、AA断面、北側のほうから見た断面をお示しいたします。左側に町道、右側に湯ノ浦ため池。ここの平場が、湯ノ浦森林公園の敷地となります。ここに、「ゆのうら体験の杜」の施設が建設されます。

次に、管理棟の平面図をお示しいたします。まず、こちらが玄関がありまして、玄関のスロープ広場があります。玄関を抜けるとホール、その外側にはテラスが設けられます。玄関入りまして右手のほうに曲がると廊下が続いております。玄関の左側には事務室、12.0m²、およそ3名程度、事務員が作業できるスペースとなっております。その隣には、事務室とつながるような形で調理室が設けられます。調理室のホール側のほうには売店スペースが設けられます。そして、外側壁には、後でお示しいたしますが、カウンター形式の売店の窓がつく予定になっております。そして、宿泊棟に渡る廊下を挟んで反対側には管理人室、11.6m²が予定されております。

次に、玄関入りまして右のほうに曲がって行きますと研修室、87.2m²、50名の利用が可能でございます。そして、その廊下をずっと奥まで行きますと調理加工室、66.2m²、およそ24名程度利用可能でございます。

今回の工事では、この中にある調理実習台は別途工事となります。イメージ的には学校の家庭

科室のようなイメージになります。外側には外部流し台、これも別途工事で設置する予定にしております。

これを、この建物、管理棟を玄関側から見た姿を今からお示いたします。

この部分が玄関になります。正面からは階段、横からは車椅子の方も利用できるようにスロープがついております。玄関入って右側には研修室、さらにその奥には調理加工室があります。外側に外部流し台、玄関入って左側すぐには事務室、その隣に調理室、宿泊棟に渡る廊下を挟んで、外側には管理人室が設けられます。先ほど申しました調理室の窓、売店カウンターが、この窓になります。

次に、玄関とは反対側、廊下側から見た姿をお示いたします。

この窓が並んでいるところが研修室前の廊下の窓になります。そして、右側には、外側、テラス、テラスはこの位置ですね。この位置のテラスが、この外側に配置されます。ここが外部流し台となります。

これを、こちら側から見た姿をお示いたします。ここが調理加工室、そして勝手口があります。外側には外部流し台が設置されます。こちらについては、玄関のポーチが投影されている絵になっております。

次に、宿泊棟の平面図をお示いたします。

こちらが、今、御説明した管理棟です。その続きの宿泊棟の平面図でございます。

まず、泊まれる部屋についてですが、1部屋に2段ベッドが4台つきまして、合計8名泊まれる部屋、広さは21.9m²でございます。この部屋が4つあります。その両サイドにベッドなしの広間、これも1部屋8名泊まれる広さになっております。これも広さはベッドがあるところと同じ21.9m²でございます。合わせて6部屋、1部屋8名の6部屋で48名泊まれる宿泊施設になっております。

管理棟とこの宿泊する部屋の間、ここにトイレが設けられます。多目的トイレ、車椅子の方も利用できる多目的トイレ、それと女子トイレ、男子トイレ、その両側にシャワー室が設けられます。シャワー室は、こちらが女子シャワー室、脱衣室もでございます。下側が男子シャワー室で脱衣室があります。その間に洗面所が、この黄色い部分になります。

ため池側から見た宿泊棟の姿をお示いたします。これが宿泊棟の、ため池側にはこういった窓がついております。これをこちら側から見た断面図をお示いたします。宿泊室がありまして、ここが宿泊室前の廊下でございます。廊下、ここが入り口になります。宿泊室には2段ベッドの上にロフトが計画されております。48名よりもふえるような宿泊の場合は、このロフトも宿泊、寝る場所としても利用できる状況になっております。

次に、体験実習棟の平面図をお示いたします。

まず、体験実習室、これは、この棟の中の屋内の部分になるんですが、コンクリートの土間仕上げにしております、屋内の実習室で、広さは59.6㎡でございます。両側には中2階が設けられております、倉庫のように使うことができます。外側には野外実習室として、これもコンクリートの土間仕上げなんですが、ここは屋根だけついているような状況でございます。広さは39.7㎡、合わせて50名程度の方が利用できるような広さになっております。外部にはトイレ、2基設けております。これは外部から常時利用できるようになっております。

これを広場側から、この矢印の方向から見た姿を次にお示しいたします。この間にはシャッターがついておまして、屋内の体験実習室と野外実習室をここで接続されることとなります。こちら側がトイレですね。こちら側から見た、この矢印の方向から見た断面図がこのようになります。体験実習室がこの屋内の部分で、中2階が設けられております。そして、野外実習室は屋根だけついているこの部分になります。

説明は、以上でございます。簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） ちょっとお聞きしたいんですけど、これ50名入られるということですけども、いっぱい50名なんだろうけど、何人から50名という、最低何人までとかいうのはあるんですか。それは決まっていない。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 最低ということは、特にございませぬ。会議室等ですね、宿泊室50名程度の宿泊が可能な施設を準備したというものでございます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） きょうは工事請負契約の議案ですけれども、これが完成に合わせてですね、この設置条例なり管理規則をつくる必要があると思います。その中で具体的な検討していくこととなりますけれども、いわゆる最低の人数というのはですね、多分、設定はならないと思います。それは、どういいますかね、例えば今、御指摘のように、10人の希望があれば、また別のグループで、例えば10人の希望、15人の希望というのがあれば、これは同時に受け付けることもできるわけですから、そういったことも含めて、管理規則等で定めていきたいと思っております。

○議長（原中 政廣君） 藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 今、係長のほうから説明があったんですけど、この請負契約額1億1,800万ぐらいですけども、これは建物とかそういうもので、中に事務所、管理室とか

ある、事務所みたいなもんがあるみたいなんですけど、そういうところには当然、事務的な机だとか機器とかそういうのはあると思いますが、そういうのはこの中には含まれてないでしょ。

○議長（原中 政廣君） 原中事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 藤川議員の御質問にお答えいたします。

そういった机とかですね、調理台とかいう備品関係についてはですね、この工事の中には含まれておりません。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。反対の立場から討論に参加します。

説明のありました「ゆのうら体験の杜」をつくっても、地域活性につながるとは思えません。よって、私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。大塚君。

○議員（4番 大塚 和佳君） 私も反対の立場で意見を言わせていただきます。

「ゆのうら体験の杜」は、事業内容がはっきりせず、本当にこの施設で何がやりたいかが私はわかりません。

また、外構工事や接続道路の拡幅など、附帯工事が発生することも容易に予想され、さらに一番肝心の、完成後に毎年発生する経常的な維持管理費のランニングコストなど、十分な説明がなく、このまま実施していいのか疑問に思います。

また、地域商社いいバイ桂川とこの施設との連携が今後どのように図られ、相乗効果を生んでいくのかがわかりません。せめて、もう少し具体的に事業構想を説明していただいたなら、町民の皆さんも納得していただけるものと思いますが、現段階では、賛成することはできません。よって、この議案については反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに。はい、藤川君。

○議員（9番 藤川 正恭君） 私も反対討論いたします。

これ、地方創生拠点整備交付金というような形でですね、これを受けて、こういう建物をですね、建てると。半分はこれから出るということですが、それ以外の残りはですね、随時返していくというような、この間、シミュレーションも見せていただきました。そういう中で、今、大塚議員も言われましたけども、この維持管理費、当然、事務所をつくっておけばですね、そこに常駐するような人たちも必要になってきましようし、それが何人ということもありましようし、また売店もつくるということになれば、当然、品物だけ置いてですね、お金を置いていってとい

うような話にもならないというふうに思います。

それと、さっきも言いましたように、いろんな備品関係もこれに付随してくるということでですね。私たち、これを建てたときに、どれだけの活用がされるかということですね、町民の皆さんから問われたときに、これだけの有効活用できるんですよということがですね、きちっとやっぱり説明できないと、説明責任が我々にも求められると思うんですね。ので、ですから、そういうときにきちっと説明するにはですね、ちょっと不十分な部分が多く見受けられるかなというふうに思いますんで、私もこれについては反対をしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 私は賛成討論いたします。

私は、この体験の杜ができることによってですね、以前から思っておりましたがセカンドスクールの立派な場所も利用できるというふうに聞いております。

今現在、湯の浦には、そういうセカンドスクールの場所はあるんですけども、災害地域に指定されて、土砂が流れるということで使えない状態になっております。今、桂川の子供たちに体験をさせるということですね、すごく大事なことじゃないかなと思っております。その後ろには弥山岳、桂川町にある弥山岳という立派な山もございます。そこに泊まって、外で食事を自分でつくって、朝、山に登る。こういう経験ができる場所としてはですね、すごくいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと、いいバイ桂川の中ですね、若手就農者、若手農業就農者の方たちが、一生懸命、いろんなことをつくってあります。その勉強の場として、これは最初につくると、農業の体験学習ができる場所ということにつくられるんですね、そういった意味では、今から桂川町に若い人たちが来て、農業をやってみたいよねと。それとか、こちらにおられる若手の2代目さん、跡継ぎの方たちがですね、ここでいろんな勉強して、米以外に、いろんなつくるものがあるんじゃないかと、そういう勉強の場としてはですね、私は、これは必要じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第31号を採決します。起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第31号地方創生拠点整備交付

金事業「ゆのうら体験の杜」新築工事請負契約の締結については、可決することに決定いたしました。

日程第 1 1. 意見書案第 2 号

○議長（原中 政廣君） 意見書案第 2 号道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。林英明君。

○議員（2 番 林 英明君） 意見書案第 2 号道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）について、上記意見書案を別紙のとおり提出する。平成 2 9 年 9 月 2 1 日、提出者、桂川町議会議員林英明、賛成者、桂川町議会、竹本慶吉議員、同じく藤川正恭議員です。

理由は、別紙意見書案のとおりであります。よって、意見書案を朗読し、提案にかえさせていただきます。

道路整備に必要な予算確保に関する意見書案。

平成 2 9 年 7 月、九州北部豪雨による災害では、とうとい人命が奪われ、至るところで道路が寸断、孤立集落が発生した。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り込んでいるが、救援・救助活動等を通して、道路の大切さを改めて認識した。

本町は、福岡都市圏等とのアクセス環境の優位性を生かした利便性の高い都市基盤整備を重視しており、地方創生の大きな課題である定住化等を進めていくためには、J R 桂川駅、国道 2 0 0 号及び各主要施設を結ぶ道路のネットワーク整備を着実に進めることが必要であり、そのための予算確保が重要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、このかさ上げ規定が平成 2 9 年度までの時限措置となっている。また、道路事業予算は十分に確保されておらず、本町の道路ネットワーク整備の進捗に影響を及ぼしている。必要な道路予算が確保できなくなることは、本町にとって安全安心の確保や地方創生の取り組みが進まず、地域づくりに大きな影響を与えることになり、活力の低下を招きかねない。よって、国におかれては、道路整備に必要な予算の確保に関する、次の事項の実施について強く求める。1、地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。2、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成 3 0 年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、意見書を提出する。平成 2 9 年 9 月 2 1 日、福岡県桂川町議会、提出先、衆議院議長大島理森殿、参議院議長伊達忠一殿、内閣総理大臣安倍晋三殿、財務大臣麻生太郎殿、国土交通大臣石井啓一殿宛てです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。決議していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。道路整備に必要な予算確保に関する意見書案について、質問いたします。

高規格道路とは何でしょうか。また、高規格道路を、この桂川町につくる予定はあるのでしょうか。2点、お伺いします。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 地域高規格道路とは自動車専用道路もしくは時速60km以上の走行サービスを提供できる道路であり、都市圏の育成や空港、港湾等との連結の役割を果たす道路のことです。

桂川町につくる予定はありますかということですが、意見書に触れているのは、道路財特法の規定の中に、一般市町村道から地域高規格道路までの補助率のかさ上げが認められているということ述べたものであり、桂川町内には地域高規格道路の規定はありません。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。反対の立場で討論に参加します。

この道路財特法の趣旨は、高速道路や湾岸道路を整備することが目的であり、ここ桂川町には何のメリットもありません。よって、私は、この意見書提出に反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより意見書案第2号を採決します。起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、意見書案第2号道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）については、可決することに決定しました。

なお、意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛てに提出いたします。

日程第12. 意見書案第3号

○議長（原中 政廣君） 意見書案第3号森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。杉村明彦君。

○議員（3番 杉村 明彦君） 意見書案第3号森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）について、上記意見書案を別紙のとおり提出する。平成29年9月21日、提出者、桂川町議会杉村明彦、賛成者、桂川町議会下川康弘議員、同じく北原裕丈議員。

理由は、別紙意見書案のとおりであります。よって、意見書案を朗読し、提案にかえさせていただきます。

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書案。

平成29年度の与党税制改正大綱において、2020年及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林が多く所在する山村地域の市町村は材木価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しています。よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記。1、森林環境税（仮称）の創設に当たっては地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。2、実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。3、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理、経営スキームを検討すること。4、本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出、拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、提出する。平成29年9月21日、福岡県桂川町議会、提出先、内閣総理大臣安倍晋三殿、総務大臣野田聖子殿、農林水産大臣齋藤健殿、環境大臣中川雅治殿宛てです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。議決していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（５番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。本意見書案は、反対の立場で討論に参加いたします。

本意見書案は、地方が行う森林整備の財源確保のためとして、来年度の税制改正において森林環境税の創設を求めるものであります。意見書案が指摘するとおり、森林は木材の供給源であるとともに、中山間地域の維持と国土の保全や水源の涵養など公益的機能を有し、そこで営まれている林業は、地域社会を支える重要な産業であると認識しています。今、輸入自由化による木材価格の低迷、中山間地域の高齢化や担い手不足などを背景に森林の荒廃が進んでいます。森林の保全と林業の振興には、国の役割が重要であることは言うまでもありません。

しかし、国の森林整備予算は２００８年度の１，６２４億円から２０１５年度の１，２０２億円へと、この８年間だけでも４２２億円も削減されています。必要なことは、森林整備と林業対策において、国の責務を明らかにし、国内林業の保護と国土保全を国の林業政策の根幹に位置づけ、抜本的な対策を講じることであります。

意見書案が求める森林環境税は、政府・与党が平成２８年度税制大綱に明記し、必要な財源として、都市・地方を通じ、国民に広く負担を求めるとして、地方税である個人住民税に上乘せずる形で国による徴収が想定された税であります。私は、国民に広く負担を求めるとは、CO₂の排出量に応じた負担となっている既存の地球温暖化対策税の拡充を図ることで財源を確保し、その用途として森林吸収源対策を位置づけることにより、森林・林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するよう求めるものであります。

このような立場から、国民に広く負担を求めるとを想定した森林環境税の導入には賛成できません。よって、この意見書案には、私は反対いたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより意見書案第３号を採決します。起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、意見書案第３号森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）については可決することに決定しました。

なお、意見書は内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣宛てに提出いたします。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって、平成29年第4回桂川町議会定例会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午後2時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名議員

平成 年 月 日

署名議員